

# 目 次

## ○第1号（6月11日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇村上慎一君	7
◇川田敏彦君	19
日程第 5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第 6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	32
日程第 7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第 8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について	34
日程第 9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	36
日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について	37
日程第11 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	38
日程第12 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	38

日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について	39
---	----

散 会	40
-----	----

## ○第2号（6月19日）

議事日程 第2号	41
----------	----

本日の会議に付した事件	41
-------------	----

出席議員	43
------	----

欠席議員	43
------	----

説明のため出席した者	43
------------	----

事務局職員出席者	43
----------	----

開 議	44
-----	----

日程第 1 諸般の報告について	44
-----------------	----

日程第 2 議案第51号 副村長の選任について	44
-------------------------	----

日程第 3 議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について	45
--------------------------------------	----

日程第 4 議案第53号 教育委員会委員の任命について	46
-----------------------------	----

日程第 5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定について	47
---	----

日程第 6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	48
--	----

日程第 7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて	49
---	----

日程第 8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）につ いて	50
--	----

日程第 9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）について	51
--	----

日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1 号）について	52
--	----

日程第11 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）について	53
---	----

日程第12 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予 算（第1号）について	54
--	----

日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）	
---------------------------------------	--

	について……………	5 5
日程第 1 4	報告第 1 号 令和元年度榛東村繰越明許費繰越計算書について……………	5 6
日程第 1 5	報告第 2 号 法人の経営状況について……………	5 7
日程第 1 6	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	6 0
日程第 1 7	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	6 0
日程第 1 8	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	6 0
日程第 1 9	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	6 0
日程第 2 0	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	6 0
日程の追加	……………	6 1
追加日程第 1	議案第 6 3 号 監査委員の選任について……………	6 1
追加日程第 2	議案第 6 4 号 令和 2 年度榛東村一般会計補正予算（第 4 号）に ついて……………	6 2
追加日程第 3	発議第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正することについて……………	6 4
追加日程第 4	発議第 2 号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置 に関する決議……………	6 8
追加日程第 5	発議第 3 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則につい て……………	7 4
追加日程第 6	発議第 4 号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則につい て……………	7 9
議長挨拶	……………	8 2
閉 会	……………	8 3

令和 2 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

6 月 1 1 日 (木)

# 令和2年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和2年6月11日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和2年6月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問について
- 日程第 5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

4番	善養寺	孝	君	5番	蜂	巢	實	君			
6番	村	上	慎	一	君	7番	川	田	敏	彦	君
8番	小野	関	治	義	君	9番	清	水	健	一	君
10番	小	山	久	利	君	11番	山	口	宗	一	君
12番	岸		昭	勝	君	13番	早	坂		通	君
14番	南		千	晴	君						

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村	長	真	塩	卓	君	副	村	長	倉	持	直	美	君								
総	務	課	長	清	村	昌	一	君	企	画	財	政	課	長	早	川	弘	行	君		
税	務	課	長	岩	田	彦	一	君	住	民	生	活	課	長	村	上		誠	君		
健	康	保	険	課	長	安	田		睦	君	産	業	振	興	課	長	山	口	誠	一	君
建	設	課	長	久	保	田	邦	夫	君	上	下	水	道	課	長	狩	野	宏	記	君	
教	育		長	阿	佐	見		純	君	教	育	委	員	会	長	井	口	克	三	君	
										書	務	局	長								

---

事務局職員出席者

事	務	局	長	飯	塚	邦	守	書	記	志	岐	英	代
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中のところご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

去る6月8日、我々の仲間である波多野宏美議員が急逝されました。陸上競技で培った忍耐力と長きにわたる生徒指導で経験した多くのことを生かし、村の生涯スポーツや教育の発展にこれからまだまだご尽力をいただかなくてはならない存在でしたが、61歳という若さで、余りにも早過ぎる生涯を閉じられました。波多野宏美議員のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、日夜、医療現場で診断や治療に尽力されています医療従事者の方々並びに私たちの社会生活を支えてくださっている方々に、深く感謝いたします。

政府は5月25日、全国の緊急事態宣言全面解除を表明しましたが、村民からは、自粛により影響を受けた地域経済の再生への不安や切実な要望の声が寄せられています。村議会としましても、このような状況を看過することができないことから、毎年実施している委員会視察研修及び講演会の中止などを決定したところであり、これらにより減額となる予算を村民、企業及び医療関係の支援策等に活用していただくよう申入れをするとともに、可能な限り迅速に各種の村民支援策を講じ、村民が安心して安全に暮らせるよう、村独自の支援策の実施や子どもたちの心のケアなど5項目の緊急提言を提出いたしました。

新型コロナウイルス感染症が完全に終息するにはまだまだ時間を要し、その影響も長期にわたるとの懸念もありますが、引き続き感染症の拡大防止対策を徹底しながら、段階的に社会経済の活動との両立を目指して新しい生活様式・スマートライフを定着させていく必要があります。議会はもとより、村民皆様におかれましては3つの密が重なる状況を避け、頻繁な石けんを使っての手洗い、咳エチケット、室内の換気を徹底していただくとともに、熱中症予防にも留意され、引き続き感染症の蔓延を防止するため、ご協力をお願いいたします。

さて、本定例会では2名の議員から一般質問の通告がありました。活発な論議が行われますことを期待するとともに、議員各位におかれましては、付議事件に対し慎重なご審議並びに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。

ただいまから令和2年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

13番早坂通議員、4番善養寺孝議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期については、本日から19日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から19日までの9日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それではお手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案12件、報告2件を受理いたしました。

例月現金出納検査の結果報告及び入札執行状況につきましては、資料のとおり配付させていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

群馬県町村議会議長会及び北群馬郡町村議会議長会、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上です。

---

◇

### ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長より本定例会において挨拶をしたい、また提案理由の説明をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。



議長から許可をいただきましたので、令和2年第2回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、議員各位の出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝を申し上げます。

そして、ただいま議長のほうからお話がありましたが、波多野議員の突然の訃報に接し、私も昨日、告別式に参列させていただきました。本当にまだ信じられない気持ちでございます。私も8日に連絡をもらったんですが、その人にも冗談はよせと言ったんですけれども、本当に現実でございました。まだ本当に信じられない気持ちでございます。また、余りにも突然のことでしたので、言葉が見つかりません。心中からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、4月7日に我が国で初めて発令されました緊急事態宣言が先月25日、全面解除されました。まずは、最前線でご尽力されている医療従事者に対し敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げたいというように思います。

また、49日間にわたりまして、緊急事態宣言は多くの人々を、そして経済を疲弊させました。しかしながら、不要不急の外出あるいは都道府県をまたぐ移動の自粛、営業の休止などの要請に従いまして、大きな痛みを伴いながらも多くの国民が感染症対策を徹底したことが全面解除につながったものと思慮するところでございます。

群馬県が独自に定めました社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒度は、先月30日に1段階引き下げられ、県内都市とも感染が抑制されているそのような状況である、そのために警戒度を2になったところでございます。警戒度2における行動基準は、外出については3つの密となるハイリスクの場所及び高齢者を除き可能とされ、50人以下の規模のイベントについては実施可能であるとされているところでございます。また、休業要請等は全面解除されましたけれども、高齢者施設あるいは病院等での面会はできないとされております。

今般の全面解除は終息宣言ではありません。引き続き第2波、第3波の感染防止策の徹底を、住民の皆さんに呼びかけていかなければならないというように思っております。ワクチンあるいは特効薬のない現状の中で、予断を許さない状況がまだまだ続くものと考えております。密接を回避する、あるいは手洗い、手指消毒をまめに行う、身体的距離を確保する、小まめに換気を行う等の新しい生活様式を住民一人一人が励行いたしまして、感染拡大の防止を図っていただきたいというように思います。

先月15日の臨時村議会において、村の感染症対策といたしまして、子育て世帯等応援給付金事業、経営支援事業、臨時特別出産祝金事業、事業者支援事業等に係る補正予算を編成し、議決いただきました。これらを着実に実施していくとともに、国の第2次補正予算に対応し、さらなる住民支援策、小規模事業者等に対する支援策等を講じてまいる所存でございます。

今定例会に上程させていただく議案につきまして、その大宗を申し上げたいと思います。

議案第51号から53号までは人事案件で、副村長、固定資産評価審査委員、教育委員の選任及び任命について議会の同意を求めるものでございます。

議案第54号は、新型コロナウイルスに感染した者に対し傷病手当金を支給することとするため、国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

55号は、感染症の影響により収入が減少した者に対する減免措置を講ずるため、国保税の条例の一部改正を行うものでございます。

56号につきましては、介護保険法施行令等の改正によりまして、介護保険料の軽減額が拡大されました。これに伴い、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

57号につきましては一般会計、58号から61号までは特別会計、62号は上水道事業会計の補正予算であります。今回の補正予算は、本年4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費の整理を行ったほか、一般会計においては、待機児童解消のため、保育園舎の増築事業費の一部を補助するとその経費を計上したものでございます。また、国民健康保険特別会計においては、国保条例を改正して実施する傷病手当金を計上しているものでございます。

以上、12議案を提出させていただきましたので、審議の上、可決、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案のほか、報告案件が2件あります。

令和元年度の繰越明許費繰越計算書について、そして法人の経営状況について、関係法令の定めるところにより報告をするものでございます。

なお、波多野議員の逝去によりまして、本議会の議員の定数の6分の1を超える欠員となりました。村議会議員の補欠選挙を執行することとなりました。選挙執行経費については、現在、補正予算を編成しております。準備が整い次第、追加上程をさせていただく予定でございます。

また、波多野議員においては、議員のうちから選任する榛東村監査委員でもありました。監査委員が欠員となったため、監査委員の選任同意案件についての議案についても今議会に追加上程をさせていただきます。

会期を本日から6月19日までと先ほど決まりました。本日から9日間、よろしくお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明かつ内容のある次元の高い質問の展開をお願いいたします。また、会議規則第58条の規定により、その内容は村の一般事務に関することと限定されています。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番、村上慎一議員の質問を許可いたします。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君登壇〕

○6番（村上慎一君） 皆さん、おはようございます。6番、18区の村上です。

〔「上着」の声あり〕

○6番（村上慎一君） 上着、村長がいいと言った。

〔「議員として発言するんなら」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時19分休憩

---

午前9時19分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

○6番（村上慎一君） 改めまして、皆様、おはようございます。6番、18区の村上です。

冒頭の挨拶に当たり、先ほどから出ていますように、6月4日に逝去されました波多野議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。私は、5月28日の議会のあり方委員会で同席が議員活動としては最後となってしまいました。また、その当日、この役場の裏を通ったときに、子どもたちの持久走の伴走を軽トラックでされている波多野議員の姿を見かけたのが本当に最後となってしまいました。

3月定例会の一般質問の挨拶では、コロナウイルス対策として国から2月26日より全国的なスポーツや文化のイベントの中止や延期が要請され、さらに翌27日には、全国すべての小・中・高の臨時休校の要請を受け、新型コロナウイルスによる世界中を巻き込む様々な自粛要請や対応が始まり、各地の自治体でも大変苦慮しているということを書いてから、もう早いもので4カ月が過ぎようとしています。ただ、これ今現状を見ても収束はされていません。

一時期のような爆発的な感染症の発生は様々な取組により大分抑えられている現状が見えますが、いまだに現在進行形です。世界の累積の感染者は、6月10日昨日の発表では世界で703万9,213人、死亡者は10万8,918人です。日本国内を見ると、感染者数は1万7,251人、死亡者は919人という数字が発表されています。何よりも怖いのが目に見えないウイルスという新型コロナウイルスの影響で、世界各地、緊急課題としてワクチンの開発等を進めていますが、まだ決定的な発見には至っていない現状があります。世界中のテクノロジーの結集によりいずれワクチンも発見され、一応の安堵や終息を迎えることでしょうが、今回のコロナ禍では世界中の生活形態や習慣、さらに身近な経済活動におけるいわゆる3密を避けての行動が全く新しい日常をつくってしまいました。

日本国内では、自粛要請の結果、観光を筆頭に飲食業や各種イベント、スポーツをはじめ接触を避ける行動から、地域経済に及ぼした影響は戦後最悪の状況を招いています。コロナ禍での倒産や解雇、雇い止めがもたらしたものは、労働者への想像もしなかった困窮な世界だと思います。

地方自治体も緊急事態宣言を受け、感染拡大防止への協力措置を実行するわけですが、日経新聞4月18日の掲載にありました北関東3県の知事への緊急記者会見の内容では、群馬県の山本知事は、休業期間中の補償については、東京都のように休業に協力した企業への補助金を支給するような財源は群馬県にはないと発言をしました。群馬県知事に就任早々、県内の財政調整基金の枯渇を危惧された群馬県の財政状態を問題視した山本知事の無念さがその記事を見てうかがえました。

5月30日の読売新聞の掲載記事では、「休業者急増507万人、リーマンの4倍近く」と大きく書かれ、同紙面には、小売業販売では13.7%減や宿泊者が何と76.8%減などと大きく掲載もされていました。

悪影響は、大学生のアルバイトの激減による退学問題や家庭内での共用時間の増加による家庭内暴力、独り暮らしの高齢者が運動不足による持病の悪化や筋力低下による要介護手前のフレイルと呼ばれる虚弱体質の危険性等々、老若男女、年齢層、日常の生活から仕事に関する全てのことに影響を与えてしまいました。というより、新型コロナウイルスにより今まで経験のしたことのない世界に変えられてしまったんだと、私は思っています。ワクチンや治療方法が確立された後の世界でも、今まで失われてしまった終息までに失ったものは決して取り戻すことはできません。今の時代に生きる全ての人々が新型コロナウイルスが存在することを前提に、うまく立ち回って生きていく時代に突入したんだと私は思っています。

このような時代ですから様々な人たちの意見や考えはすごく参考になると思いますが、2012年にノーベル医学・生理学賞を受賞した京大の山中伸弥教授が新型コロナウイルスの情報を個人で発信するホームページを開設して、3月19日の朝日新聞の取材に、I P S細胞も大切だが、目の前にある大きな脅威に医学者として貢献したい。I P S細胞の活用には時間がかかるので、今すぐにできる正しい情報を発信したいと語っていました。公開した新型コロナウイルスとの闘いを短距離ではなく、1年は続く可能性のあるマラソンと表現し、疲れたり油断して止まってしまうと感染が一気に広がり、医療崩壊や社会の混乱が生じます。一人一人がそれぞれの家庭や仕事の状況に応じたペースで走り抜ける必要がありますとメッセージしました。

また、アフリカのことわざには「早く行きたければ1人で進め、遠くまで行きたければみんなで進め」というものがあります。単純にゴールを目指すのならば単独で進むのが早いに決まっていますが、みんなが目標に向かって進むには老若男女、手を取り合って進めば、より遠いところまで行けると言うことわざです。困難の今の時代に当てはまることわざだと私は考えています。

今回の一般質問で大体いつも3問なんですが、1問目は、コロナ禍における村民への施策について、給付金や補助金の現状をお聞きします。

2問目は、学校の再開に対する給食費の無償化についてお聞きします。

3問目がもうここ幾日か真夏日を迎える猛暑を体感していますけれども、それを含んで防災対策に対してを質問させていただきます。

以上、3問を私が掲げる「夢ある未来、明日の榛東のために」が実現できますように、以後、自席に戻って質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） それではまず、1問目なんですけれども、コロナ禍における村民への施策について、給付金の状況について及び今後の対応はについてをお聞きします。

その中の1番です。

令和2年度予算に対して、執行順位や必要性を考慮し要望を提出させていただきましたけれども、その執行の順序ですとか使用目的の変更とかそういったことが今、村内ではあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今議会に上程させていただきました補正予算までに、要望書に記載されていたような当初予算に計上されていた事業費を新型コロナウイルスの対策の財源として振り替えたものはございません。

不急である事業、それから事業実施体制等の理由によりまして今年度実施できない事業がありますれば、今後、予算を精査、減額させていただきます。それに併せまして、コロナ対策を含め必要となった施策は財源を確保し、予算化していきます。村の予算の中には、その事業内容や事業の着手の状況、これをもろもろの理由によりまして年度途中での予算の変更ができないものもあります。民間企業に比べましたら、自由度は少ないことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） いろんな自治体で、コロナ禍対策のために令和2年度に編成された予算の使い方に対して議員が主なんだろうけれども、要望を上げているところがあって、それに対しては今、企画財政課長が答弁していただいたように、一番緊急性がある予算の執行に対して考慮していただければと思います。

2番目に、特別定額給付金の申込状況や給付状況はどのような状況になっているかということを通告書に上げさせていただきました。

全国的に給付方法や手段、また申請から給付までに要した時間等が発表され、様々な問題や状況も発表されています。本村榛東村での特別給付金の申込状況や今現在の支給の状態をお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 特別定額給付金の申請の状況、それから給付の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、申請状況につきましては、6月9日時点で取りまとめさせていただいております。まず、本村におきましては、先月5月13日になりますが、村内の全世帯に向けて申請書類を一斉に発送を完了いたしました。翌日からどんどん申請書による申請も受付を開始したわけなんです、まずオンライン申請、これは5月7日から受付を開始させていただきましたが、オンライン申請につきましては187件ございました。給付対象世帯が5,888世帯でございましたので、その割合にしますと3.2%です。郵送による申請、これにつきましては6月9日現在ですが、5,405世帯ございまして、こちらも給付対象世帯との割合にしますと91.8%でございました。合計で5,592世帯の申請を受け付けてございます。こちらは割合にしますと95%が受付が完了したという状況になっております。

また、給付の結果についてお答えさせていただきます。

村では、5月27日を1回目の振込としまして、6月2日、それから本日6月11日3回目の口座振込予定しております。また、6月8日に件数は少ないですが、現金による給付も行いましたので、本日までの集計でお答えをさせていただきます。給付した世帯、合計で5,392世帯です。対象世帯との割合では91.6%になります。給付対象者数で見ますと1万3,805人になりまして、これも給付対象者数1万4,630人との割合にしますと、94.4%の方に給付が本日までで完了したということになります。

まだ未給付の方がおよそ500世帯ほどございます。そのうちの200世帯はもう既に受付を完了しますので、残りの300世帯の方、これから個別に通知するなどして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 国が30万円から10万円に引き下げて特別給付、非課税ですよね、これに関しては毎日のように情報は飛び交っていて、これは3日の読売ですけれども、「まだ来ぬ給付金」とかあります。全体的な情報を見ると小っちゃな自治体ほど早くて、上野村みたいに5月1日には全部給付ができたとか、報道によると、県庁所在地は6月に入ってからやっと申込み等々の活動が始まるということで、榛東村は先ほど課長が申したように、5月28日の全員協議会のときにも気を遣っていただいて5月27日、6月2日の状況はというのを情報いただいて、迅速に対応してくれているというのはありがたいと思っています。

今の答弁の中で、残りの申請をされていない世帯、給付の残っているところと、あと全体的に危惧されるのが障害者の方です。通常の方はオンラインなり郵送での対応ができますけれども、障害者の方でそれがもしできないという方がいた場合にはどんな対応をしていただけるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今回の申請に当たりまして一番心配しましたのがそういった障害者、それからお一人の高齢世帯の方、弱者の方、心配しておりましたが、その方たちの支援に対しましては、まず地域の実情にお詳しい民生委員、児童委員さんに申請のお手伝いをさせていただきたいということで、先月中には依頼を申し上げていました。

現在の状況なんですが、民生委員さんがお手伝いしていただくというより、ご家族の方が申請のお手伝いをしてくださっているという状況で、そういった方たちからも申請書を上げていただいているという状況が確認できていると考えております。

また、この申請残りがおおよそ300件ほどまだ未申請の方いらっしゃるんですが、この事業につきましては申請の期限が設けられています。郵送による申請受付開始から3カ月以内ということで、村につきましては8月13日までが申請の期限になっておりますので、既に村の広報紙やホームページの中ではご案内しておりますけれども、申請がお済みでない方に対しては個別に通知を送るなどして対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

漏れのないように細かなチェックをしていただいて、村内在住の皆さんに給付ができればと思います。

この特別給付金に関しては様々な意見がありまして、ある自治体では辞退をしようとか、寄附をしてくれという強制ではない要請があったりとかあります。私の記憶の中では、埼玉のある市長さんが私は10万円の給付金は頂きますと、そしてその10万円に関しては地域の困窮している方のために全額を地元で使わせていただきますということをSNSで発表されて、何と「いいね！」が1万以上ついて、多分今回のこの件に対してはトップだったと思いますけれども、その方は今現在も地域の飲食店には出向いて、今日はここのこれを食べましたとかそれを1日に二度ずつぐらいはアップされて、地域の困窮者のために努力をしているという姿勢が見えます。

それと同じように、次、3問目なんですけれども、群馬県感染症対策事業継続支援金というのがあります。これも先ほど村上課長の説明であるように、県では5月13日から今月の15日までが申請期間、これは県の要請によって営業自粛をされたしまった飲食店等々、外出自粛が厳しい中で時間制限もされたりとかして、かなり売上げのダウンを受けてしまって困窮されている方が多いんだと思います。私も商工会等々に確認をしながら、テイクアウトの宣伝もつとしてくれとかということはお願いしながら見守ってまして、先ほどのある市長じゃありませんけれども、私も10万円の給付金は申請をし

て、今34%ぐらいの金額を使わせてもらっています。

申込期限も迫っていることから、商工会に確認すると約15軒ぐらいの飲食店があるわけなんですけれども、これも申込方法が非常にちょっと複雑多なところがありまして、何とか手をかして皆さんに全部給付ができるようにとお願いしているんですけれども、今現状この申込金の状態は村内ではどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま議員よりご質問ありました群馬県感染症対策事業継続支援金の内容でございますが、こちらにつきましては群馬県で令和2年4月17日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を発令し、翌18日から対象となる施設の管理者及びイベント主催者に対し、施設の使用停止または催し物の開催停止の要請及び協力を依頼しました。この依頼に応じ、対象施設の休業や営業時間の短縮に協力いただいた中小企業・個人事業者等を対象とし、事業継続のための支援金を支給するといった内容のものでございます。期間につきましては、先ほど議員のおっしゃったとおり、5月13日から6月15日までの期間が申込みとなっております。

6月3日現在の申込状況ということで、こちらのほう群馬県のほうで公表されておるものですが、受付件数で県内8,434件、うちオンライン申請のものが4,418件、郵送でのものが4,016件、支給については今現在357件となっており、また問合せにつきましては4,502件の問合せがあるということでございます。

また、本村の申請状況ということでございますが、こちらにつきましては今現在公表されているものがございませんので、確認できましたらおつなぎしたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

補助金、給付金には必ず規約がありますので、例えば村内在住ですとか店舗が村内にあるとか夜の営業はしないので、その規制から外れてしまうとか、何となく日頃この村内で営業はしているんですけれども、その規定から漏れてしまうと、せっかくの施策が利用できないということが発生してしまいます。それに対して村は5月15日の臨時会において、感染対策事業として単独にも、村で該当した業者に対しては10万円をさらに給付してあげようという事業を発表していただきました。そうすると、せっかく村内の、村内ということはある意味は村民かもしれません、日頃、私たちと一緒に生活する人たちに施策をしようということが漏れてしまうのは非常に残念なことなので、県が決められた規約等々からもし漏れた場合の新たな発掘とか拾い込みとか、新たな政策ということは何かお考えでしょうか、お尋ねします。



○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまのご質問につきまして、今、群馬県の感染症対策の継続支援金の内容でお話をさせていただいておりますが、このほかに国の施策等がございます。国または県での施策を受けた方につきましては、村としても感染症対策の支援事業ということで給付事業を今展開しております。

ただ、議員のご質問のとおり、その枠から外れた場合ということになりますが、こちらにつきましては今現在どれぐらいの方がその対象になっているか把握できておりませんので、そういったことも考えた上で具体的な施策等ができるのかどうか、検討を進められればと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

これは村内にいろんな観点から見て、困窮されている困難な状態を少しでも手助けしようとする施策ですから、幅広い観点から見ていただいて、漏れのないように実行していただけることを切に希望します。

それと、経産省が中小企業庁を使って持続化給付金というメニューをつくって、これ今いろいろ問題化されていますけれども、中小企業や個人事業主に対してコロナ禍の影響によって前年の同月と比べて50%の売上げダウンがあった場合には、中小企業に対しては200万円、個人事業主に対しては100万円を、これは財務省はちょっとけちなものですから課税対象です、支給するというので今手続をされていると思うんですけども、村内企業も先ほどの商工会じゃないですけども、300名に満たさない会員等、会員登録されていない個人事業主を含めても村では先ほどの臨時会で、これに該当した事業者に対してさらに10万円を約300事業所分を計上していただいて、手厚く事業を進めてくれていることには誠に感謝するところなんですけれども、今、この村内における持続化給付金の申請状況等は把握されているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいまご質問のありました国の施策であります持続化給付金の申込状況でございますが、こちらにつきましては国が実施しているものであるため、村、群馬県で何件といった数字のものは今現在ございません。

なお、6月8日時点での経済産業省大臣の会見の内容等でご報告をさせていただきますと、6月8日の時点で全国で180万を超える申請があり、うち120万件、1兆6,000億の支払いをされているという内容の答弁がございました。

また、本村におきましては、先ほど議員もお話をさせていただきましたけれども、村で実施している感染症経営支援事業の中の条件としまして、国または県の支給を受けられた方ということで過日受けを開始したところ、既に申込み多数来ている状況でございます。数字につきましては、控えさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

何度も申し上げますが、せっかく困窮者に対しての手厚い保護なものですからいろんな観点から拾い上げていただいて、皆さんに同じように給付金を渡すことができるようお願いしたいと思います。

総括して5番目なんですけれども、村内における現状及びこれから想定される解決策や補正予算の考えはということがありますけれども、当然皆さん毎日のように報道されていますので、このコロナ禍によって生活形態も変わって、中には職を失った方、雇い止めにあってしまった方とか、中には極端に収入がゼロになったなんていう方もいらっしゃいます。そうなりますと、先ほどの持続化給付金は国の新型コロナ対策臨時交付金とは別に事業主をそのまま継続させるという方法で予算をつくって、県は県でまた先ほどの飲食店等々に対して20万円の助成金を出すと。

そうすると、一番小っちゃな自治体であるこの榛東村は、先ほども言ったように臨時会で新型コロナ対策臨時交付金、ほとんど国の財源を利用してですけれども、第1では10億92万2,000円、第2号に関しては8,813万9,000円という地元の新聞発表からは遅れてなんですけれども、私が内容見させていただくと、個人、事業主、18歳未満の子どもたち、医療従事者、ごみ収集をする業者の方、いろんな方面に対して施策をしていただいたと感じています。

ただ、先ほど冒頭の挨拶でも申し上げたようにコロナ禍はこれで終わったわけではなくて、いろんな専門家の意見をトータルしますと、このコロナウイルスは地球上からはなくならないそうです。そのうちよく皆さんがB型肝炎とかいろんな新しく出てきたものに対してワクチンができたり、治療薬ができたりすればその対応ができるんですけれども、これなくならないんです。ただ、今回は3密を避けるためにというので、新たな生活様式まで決められて、何と世界中の人たちはその生活に何となくもう慣れてきました。となると先ほど言ったように、もう取り返しのつかないマイナス面を何とか補填してあげながら、この小っちゃな例えば榛東村全体を見たときに、新たな施策を次から次へと考えて手を打っていくしか私はないと思うんですけれども、それに対しては先ほど企画財政課長から令和2年度の予算に対しては今のところは変化はないと。ただ、これからずっと続くコロナの中に立ち向かっていくためには、ぜひ榛東村独自の施策なり予算の使い方というのが私があってもいいのかなと思います。

そこで、15日の臨時会の補正予算の中を見させていただいたとき、村内の真水ですか、財政調整基金から出された金額は第1号で332万3,000円、第2号では989万5,000円です。この補正予算に対する比率でいけば0.832%となっています。何度も言うように、これからずっと続く困難を村長が住民の福祉向上のためにいろんな観点から実行していくためには、いろんなものの中でよく私は人・物・金この順番で考えていますが、今は何と人が余っちゃった時代になっちゃいました。物も極端に何となく偏った動きをしているみたいです。何がないかといったら、今お金がありません。そのためにぜひこの財政の調整基金を存分に使っていただいて、この榛東村の困っている方たちのために利用できればと思います。

3月に言いましたけれども、私の観点で言う財政調整基金は何か異常事態、災害とかどうしてもやらなくちゃならない事業があるときに足りないので、単純に貯金を切り崩して使うという感覚なんですけれども、榛東村の今、財調の残高を財務省の資料を見たらこれは平成30年度の資料ですけれども、23億8,351万8,000円。財調の規模というのは財務省からいろんなことを言われていますけれども、標準的には標準財政規模、これに対してのパーセンテージが大まかに言われていますけれども、それ言われている額というのは大体10%から市町村では20%持っていればいいでしょうと。榛東村の22億8,351万8,000円で、標準財政規模が32億8,246万2,000円ですから、比率にすると何と69.2%の財調の保有残があります。

ちなみに吉岡町を調べてみたら、人口も面積も多くて、標準財政規模が42億6,556万2,000円で、財政調整基金の残高が23億583万1,000円、%でいくと54.1%、榛東村よか10%ぐらい低いんです。積立金の中には財調だけじゃなくて、減債基金ですとか特別目的のための基金もありますけれども、そのトータルをしても榛東村は吉岡町より多くの基金を今現在持っています。

いろんな報道の中で、このコロナ禍というのはある意味災害という見方もあるんかもしれません。このような終息の見えない災害のようなときに、ぜひ村長は村民のためにいろんな事業を考えていただいて実行に移していただきたいと思いますけれども、その点に関してお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先月の臨時議会、これでご審議いただきました新型コロナウイルス感染症に対します村の独自施策のほかにも、その後の国の施策、それから村内の要望等を受けまして、先ほど村長の挨拶の中にもありましたが、第2弾となる補正予算、これの編成も予定しております。その際に財政調整基金の活用ということでございますが、毎年伸びております扶助費、それからこれから予定されております公共施設、公共インフラの更新などに係ります財政支出、それから今回のコロナ関連で税収や各種交付金、これらなどの減少も考えられますことから、基金残高を確保しながらではあります、第2弾の補正予算の編成時にはその財源不足につきまして財政調整基金を活用していかねばならないとそのようには考えております。

コロナウイルス感染症につきましては終息に向かっていると考えたいところではありますが、第2波、第3波を予想する専門家もいらっしゃいます。今後、どのような施策が村にとって必要か、可能か、それから補正の内容、時期、これらなどについていろいろと検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

大枠のお考えは今の企画財政課長の答弁で読み取れたところでございます。

今日、税務課長がいらっしゃいませんけれども、これだけ個人、企業、収益のダウンイコール今年度の税収のダウンはこれは揺るがないところで、となると今年の税収ダウンによってベースとして来年度の住民税等々も下がってしまいますから、村とすると基礎財源の税収入が大幅にダウンするかなと私は考えています。

法人に関しても、先ほどのマックス200万円というこれは課税対象の補助金ですけれども、それ頂きながらやったとしても法人税で大きく左右する法人住民税と法人事業税です、村に関係するのは法人住民税ですけれども、これも大幅に変わると来年の予算は大変なことになるのかなと思いますけれども、そんな中においてもやはりこの小っちゃな一番まとめの榛東村の中を、村民の福祉向上のためにはいろんなことを考えて施策を打ち出していってもらいたいと思います。

それを希望して、次の質問に移りますけれども、2問目が学校再開に対する給食費の無償化等についてということでお伺いします。

全国の様々な自治体の感染対策事業の中に給食費無償化が見受けられました。休校によって食費が大幅にかさむ家庭は両親も若く、榛東村では村外から新たに村民となってくれた家庭も多いのかなと思います。その家庭では、会社からの休職要請や解雇、雇い止め等に家計を窮地に追い込まれた家庭も多くあるようです。

私は、通常基本的に給食費の無償化ということには賛成はしていません。ただ、今回の給食費の無償化に対しては、前回頂いた資料の中の「榛東村の教育」という中に学校給食の目標、学校給食法第2条ということで7項目ありまして、学校では勉強するだけでなく、食育もその一つに加わっていると。このコロナによってなくなってしまった給食の中断時期を家庭の家計の補助も含めて休校した期間と同程度ぐらいの給食費の無償化がもしできないかなと思って、ご質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） 議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策での臨時休校期間は、令和2年3月1日から5月31日の3カ月間でございます。給食の提供は3月1日から6月12日までの間、停止しており、再開は通常登校が再開さ

れる6月15日を予定しております。

給食費の徴収に関しては、口座振替の都合で徴収した4月分を除いて3、5、6月分は徴収しておりません。徴収した4月分については、6月15日以降の6月分、また例年提供しておりません7月20日から30日の間、充当する予定でございます。

給食費は1食につき小学生250円、中学生300円として計算し、提供日を掛けてかかった材料費を12月で割り、1カ月分を毎月徴収しておるところでございます。休校期間の給食費は徴収しなかったものの、子どもの昼食代に一定の費用がかかったことは予想されております。その費用につきましてもは無償化という形でなく、小・中学生等の保護者向けに給付されております榛東村新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯等応援給付金等の活用も一つかと考えております。

なお、今後も家庭支援に係る国や県の動向を注視して、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

時間がないので、最後の3問目の防災対策についてをお尋ねします。

今日も非常に暑くて、多分真夏日になるんかと思えますけれども、コロナ禍で騒いでいるときにいろんな紙面では、コロナ禍に対する避難所の3密回避準備だとか、もう対策に打って出ている自治体がいっぱいあります。例年のように今の日本は夏と冬しかないぐらいの異常気象でして、この終息の見えないコロナ禍に対して、この間の臨時会でも多分この484万5,000円ですか、感染症対策避難所備品の整備事業、これを見ていただいたりもしているんですけども、前も言ったようにエアコンのない指定避難所等々がまだありますけれども、このコロナ禍ということプラスされた中で避難所に対するお考えはどのようにされるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 感染症対策の基本は3つの密を避けるということで、避難所においても当然これを行っていかねばならないということでございます。

昨今、本当に日本各地で甚大な災害が起きておりまして、避難所の運営等の問題点についても指摘をされてきているところでございます。また、昨年、台風19号、全国的に大きな被害をもたらしましたけれども、その際に自宅から避難所に向かう車が流されてしまったとか、そういったことも大きな問題として取り上げられております。

避難所において3密を避けるということは当然やっていくわけでございますけれども、まずは災害時に危険な場所にいる人が避難すると、避難をするということは難を避けるということで、必ずしも避難所に行くということではないということもご理解をいただけるように、今後、啓発もしてまいり

たいというふうに思っております。

議員お話のありました全国の市町村の中では、避難所の運営、テープで間仕切りを切ったりとかそういうことを既にやっているというところもあることは承知しております。村としても、以前からお話しございました5月15日の臨時議会でお認めいただきました補正予算で、段ボール型の間仕切り、あとはテント型の間仕切り、そういったものを調達する予定としております。

また、エアコンに関してでございますけれども、避難所は現在49カ所を指定してございます。また、福祉避難所が3カ所指定してございます。これら52カ所の避難所の全てに現状エアコンが備わっているということではございません。この52カ所のうち20カ所につきましては各自治会のコミセンでございます。コミセンにつきましてはエアコンのあるところ、ないところとございますけれども、こちらにつきましては基本的には各自治会で整備をしていただきたいということでございます。

また、各区、各自治会のコミセン以外の村有施設につきましては、大規模改修を行う際等に併せて空調機を整備していくこととしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ありがとうございます。

災害は本当にいつ来るか分かりません。いろんな観点から勉強すると、十分な対応では駄目です。十二分な対応をして、最後には何もなくてよかったねというのが一番いい結果です。ぜひとも榛東村も災害が少ない地域という皆さん感覚でいらっしゃるんですけども、何かあったときには今まで経験のしたことがないというのが皆さんの意見です。それに対して、村長掲げているスローガンの中でもみんなに夢を持たせなくちゃいけないし、福祉を向上させなくちゃいけないわけですから十二分に考慮して、いろんな取組をしていただきたいと思います。

あと、先ほどから全部コロナ禍に対しての関連でご質問をさせていただいているんですけども、先ほど申し上げたように国は国の考え、県は県の考え、予算、榛東村は榛東村なりの一番身近なところに目を通しながらの事業を組み立てて施策しなくちゃいけないと思います。いつもありますけれども、私は通告書に先ほどの給食問題以外は全部村長と書いてありますので、ぜひこれ村のトップであります村長がこのコロナ禍に対して大きな決断を最後にまた答えていただければ、村長、今度は1分ありますから、この間3分じゃないからぜひお答えいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ご提言等いろいろありがとうございます。

なお、私どものほうもコロナの問題あるいは災害等の問題について、その都度というよりふだんからの備えとかそういうものに対してやっているとございまして。そういう中において、これからも行政だけでやるにはもう限度があります。そういうことを考えますと、やっぱり住民との協働によ

る災害、あるいは今回のコロナについても生活様式等を考えながらやってもらうことがそれらをPRしたりいろいろすることが我々行政にとっては必要なことというように考えております。

それと、また時間二度目鳴ったのでいいんですけども、議員がおっしゃるようにこれから川田議員のほうからもいろいろ話が出てくるかと思えますけれども、財政調整基金の問題等がございます。これらについて思い切ってやるとか何かいうことに対しても、なるだけ今国のほうが今月の17日に国会が終了する予定になっております。そういうものを我々はよく把握しながらそれらを考えていきたい、財政調整基金を全部使うわけにもいきません。そういうことを今までの先輩方もやってくれた内容でございますけれども、それらも大切に使いながらやっていきたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 以上で村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番、川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君登壇〕

○7番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。7番日本共産党の川田敏彦です。

暑くなってきましたので、ちょっとクールビズで質問をさせていただきます。

初めに、波多野宏美議員、私たちと同じ16期で一緒に議員になりました。波多野議員がグルメで、北海道の話だとかいろんな食材の話だとか、それから1,500で日本一になったこと、陸上の話だとか、それから箱根駅伝のときに走っていて何も倒れそうでもつかまるところがないんだと、それでもやっとならぬととかそういう話をいろいろ楽しくしました。また、波多野議員も中学校のときは剣道部入っていたんだなんていうので、いろんな話をして、本当にこれから活躍される議員です。なのにこういうことになってしまって、本当に残念、それから寂しいという思いです。波多野議員のご冥福を祈ります。

それから、今日の質問は新型コロナウイルスに対して村の施策、特に全住民への施策、また第2波、第3波、これも予想されています。それへの備えも含めて質問をします。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） では、質問の最初なんですけれども、今現状がどうなっているか。国とか県とかこれはテレビや新聞やニュースでいろいろ流れます。では、榛東村では今どんな状況になってい

るか、また村はどのようにこれをつかんでいるかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今、川田議員からの今回のコロナ禍の影響を受けて村内の状況、住民の方や業者の方、そういった方たちがどんな状況なのか、そういった実態を把握しているのかというご質問だと思ひまして、それについて私のほうからは村内の住民に対する状況、その辺をお答えさせていただき、業者の状況につきましては産業振興課長からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回、村上議員からも先ほど質問がありましたが、特別定額給付金の事業につきましては4月30日に補正予算が成立して事業が確定されたところですが、それ以前は生活支援給付金ということのでいわゆる30万円の給付金という事業がございました。それが4月になってからのものでありますので、4月以降になりましてから村内の住民の方から、様々な理由によって生活資金が苦しいよというご相談が寄せられるようになったということは状況としてはあります。ただ、村の実態の把握というところで行きますとそういった件数を全て集計しているものではありませんので、現在、件数的にお答えできるものはありませんけれども、村の対応として行ってきたものをお答えさせていただきたいと思います。

まずは、村では、そういった個人の方の生活資金に対する支援策というものがございませんので、ご案内してきたものとして群馬県社会福祉協議会が実施している緊急小口資金、それから総合支援資金をご案内してきております。その申込み、相談窓口であります榛東村社会福祉協議会をご紹介してきたというところです。村では社会福祉協議会さんと連絡を密に取っておりますけれども、その相談内容につきましては個人情報に関することなので、その内容についての回答はここでは控えさせていただきたいと思います。なので、実際に住民生活課のほうにそういった生活資金のご相談の電話、それから来庁されることは数件あったんですけれども、特別定額給付金の給付が始まってからは、今寄せられていないような状況です。

また、そうした相談に来られた場合に当然、生活保護の受給についても話題として上がり、こちらからはそういった受給に対する説明もさせていただいておりますけれども、村では新規に生活保護の受給申請を上げる方は今のところいらっしゃらない状況です。

住民の方の困窮の状況、実態把握については以上とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは村内の業者の現状、実態把握ということで産業振興課よりご説明をさせていただきます。

村内の事業者数につきましては、平成26年度の経済センサス基礎調査で村内事業者数408件、うち農林業を行っている方が5件、非農林業が403件となっております。また、商工会に加入されている



事業者につきましては、法人、個人事業主を含め約290の方が商工会に加入されているということでございます。

また、2015年の農林業センサスでは、村内の農家数613戸、販売農家数については280戸となっており、販売農家については専業農家、兼業農家等が含まれてございます。

実態把握としましては、こういった事業をされている方からのご相談等につきまして、窓口または電話等でのお問合せが県の行っております群馬県感染症対策事業継続支援金また国の持続化給付金について、日に二、三件ほどあるのが現状となっております。

また、昨年ですと、例年行われていますセーフティネット保証の関係で1年間に一、二件の申請でございましたが、本年度につきましては3月末から既に40件ほどの問合せ、申請等が上がっている状況となっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ありがとうございます。

今、いろんな状況を調べ始めていると思います。今後も、実際の生活がどうなっているかということも含めて村で把握をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、村独自の全住民給付、これについて質問です。これは国から1人10万円という特別給付が来ました。これを上乗せをすることを検討できないかというのを、ぜひお聞きしたいというふうに思います。

私どもも今回いろんな人と話をしたり、聞いたりして、今の生活の実態というんですか、国が10万くれる、これはこれでいいんですけども、それでもまだ大変だという声もあるんです。例えば例ですけれども、子どもが家にいて食費や光熱費が増している、村民に援助が欲しい、それから今度の新型コロナウイルス対策を村独自で迅速に対応して、村の予算から給付金を出してほしいとそういう声、それからやっぱり生活は仕事が減って収入が少なくなってしまった、車の税金、社会保険料、家賃を払えないとこういう人もいます。それから、他の市町村では独自の給付があるのに、榛東は何もないんでしょうか、がっかりしましたとこんな声もあるんです。それから、お子さんを持つ家庭では、休校中かなり出費があったと、応援商品券などを出してほしいとこういう様々なご意見が寄せられています。

この前、先月の臨時議会で補正がされたんですけども、そのときの補正予算の内容というのはやっぱり村としては不十分だというふうに思います。あのときの補正は15億8,900万円あったんですけども、それはほとんど国の交付金とか給付金になります。特別定額給付金だとか子育て世帯への給付金、これについては榛東村独自で高校生まで18歳まで、福祉医療券の出ている人まで1万円を出しましたから、これは他の市町村にはない独自の施策をやったわけです。これは歓迎することだと思

ます。それから、地方創生の交付金、これらを国から来たお金がほとんどなんです。それで、地方創生交付金でいろんなことに使えるから、それでいろんなところに出しているわけです。

じゃ、この16億円近い補正予算で榛東村が村としては幾ら出したのかというと、この前の予算のほうで見ると1,321万8,000円を出したんです。これは補正予算の1%にも行かない、ほんのスズメの涙ぐらい、気持ち村として出した、あとはほとんど国から来たのを給付したということになります。

これはほかの自治体でも、やっぱり住民に向けてやっているという自治体はいっぱいあるわけです。特にこれはまだ5月3日の段階ですけれども、1人1万円を市町村独自で給付しているとこれは6市町村あるわけです。富岡とか中之条だとか草津だとか、でもそれは特別豊かでお金が余っちゃっていでそれでやったというんじゃないんです。それは住民にどうしたら出せるかと、支援ができるかということを出していったんだというふうに思います。

例えば先ほど村上議員の質問で財政調整基金が出ました。これは例えばですけれども、富岡市は人口4万8,000人で、財調基金は18億円なんです。だけれども、1人1万円出すということで、5億32万2,000円を取り崩して市民に給付したんです。中之条町も中之条町は人口も規模も榛東村より多いんですけれども、それでも中之条町も1万六千何人かで、それで4億近いお金をやっぱり取り崩しているんです。3億8,400万円取り崩しているんです。ここは現金じゃなくて商品券出しています。これは中之条町は商品券で全住民へ1万円の商品券を出して、さらに15歳以下の人にはプラス1万円出しているんです。子どもがいろいろ今回かかったということで財調から取り崩してやっているわけなんですけれども、こういう例を見ますと余りにも桁が違うというふうに思うんです。

村民が今大変な思いをしているということですから、先ほどの質問の答弁の中にもまた補正もあるということなので、これをぜひ検討してもらいたいんですけれども、村長にお聞きしたいんですけれども、上乘せをするつもりがあるかどうか、お聞きしたいんです。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 1万4,600榛東村民全員に給付金ということでありまして、ざっくり考えて1人1万であれば1億5,000万、1人2万となると約3億円の財源が必要となります。

先ほど村上議員の質問の際にも申し上げたんですが、5年後、10年後、これの村の財政や財政調整基金残高などを考えますと全村民への給付は難しいと考えまして、子どもそれから障害をお持ちの方々、そしてひとり親世帯の方々、これら特に支援が必要と思われる方々を対象に子育て世帯等応援金を支出することとしたものでございます。

なお、この応援金につきましては、現在、事務を進めておりまして、口座情報等が把握でき次第、給付する予定でございますが、今月末に対象者の97%を超えるの方々への振込ができる見込みとなっております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 村長にお聞きしたいんですけども、給付というのをやっぱりそのつもりがあるかないかで違ってくると思うんです。先ほどの例もありましたけれども、今1人1万円で試算というのが出ましたけれども、財調がこれは30年度の決算ですけれども、22億8,000万円ありますので、今1人1万円と出たんですが、榛東は1人2万円だしても中之条よりもずっと少ないんです。3億円で十分できるわけです。富岡市は財調は18億円のうちの5億取り崩していますから、基金から繰入れたのは27.7%をそっちへつぎ込むわけです。これを榛東がこの率でやれば1人4万円出せる額です。1人4万円ずつだっただけの市町村の例を見れば出すことができるんです。それは気持ちというのがあると思います。ちなみに1,321万というのは、財調の率から見ると0.57%というわけなんです。ほんの涙、ぼんと出したぐらいなんです。

村長にお聞きしたいんですけども、次の補正のときにそういう上乘せの気持ちというのはありますか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃることはよく分かっているんですけども、減債基金とかそういうものについては現在ちょっとだけお話しさせてもらおうと、例えば農業資金とかそういうもの、用水とかそういうものに対して今現在も毎年毎年約1億円を超えるものが大分足らなくなっているという中において、そちらのほうに回すべきものもこれから必ず出てくると。我々のほうも5年後、10年後の内容を精査しながら、基金をどうに使えるかというものを検討をしているところでございます。

これは私のほうの初めのほうに話をさせてもらいましたけれども、5月の臨時議会において補正をさせてもらったわけですけれども、村独自として生活のための、そして18歳までの人あるいは子どもが生まれたというような人に対する特に大変であろう人たちに対して、村独自でそのような数字で補正を組ませてもらったんですけども、今現在の国のほうの内容によりますと、今月の17日に国会が終了しますけれども、その内容をよく精査しながら、また榛東村としてどうしてもこういうものが必要だ、これにやったほうがいいのかというようなことについては、これは積極的に我々もやろうとしておりますけれども、川田議員おっしゃるとおり、どこの市がどこの町が何%使っているは私はそれは違うんじゃないか、実際今までもそういうことを考えながら減債基金とかそういうものを行っているわけで、どこのところが何%使ったかという問題じゃなくて、榛東村としてどう使わなきゃならないかをまた臨時議会等をお願いすると思うんですけども、2次補正等においていろいろなもので対応していきたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 財調のほうに話が行ったんですけれども、財調はそもそもどういうときに使うかとあります。これは榛東村の財調の基金の条例にもありますけれども、これは村や村民が大変なときに使うんだ、そのために取ってあるわけです。これは別に榛東村だけじゃありません。全国どこでもそう。ですから大変なときには使うと。

安倍首相も今度のコロナ危機を100年に一度の危機だと言っているわけです。それで、国も補正をもう2回もやって、住民の給付、国民の給付、それから施設の給付、いろんな対策に使っているわけです。国はこれは国債ですけれども、しかし、こういう時に財調を使わなかったら、いつ使うんだというのがあるんです。

例えば榛東村の財調はここ10年間ぐらいを見ても大体21億円から23億円、大体いつでもキープしています。じゃ、ちょっと具体的なことを聞きますけれども、各建物なんかはちゃんと基金を積み立ててあるわけです、教育でも住民生活でも。財調は本当にその名のとおりです、財政調整基金なんです。いろんなところに使うわけなんです。今までどういうときに使って、これからどういうときに具体的に使うのか、この間変わらないんです。だから使ったとしてもすぐ補填しているわけです。いつでも安定的にあるわけです、21から23億が。今度使う、今これ使わなくちゃならないんだというのは何で、どのくらい使う予定なんですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、川田議員がおっしゃるとおり財調についてはどういうところで使うか、これについては毎年毎年の予算編成において税収等を含めて歳入問題、あるいは支出、どうしてもここで事業したいというものについて、それが予算をつくったときにどうしても足らなくなると、でもこれはやりたいということでそれは財調のほうから繰り入れるようなことになっております。

しかし、そのほかの先ほども話がありましたけれども、庁舎建設とかあるいは今後相当な額が出ていくと思いますけれども、災害、給食センターとかそういうものに対しては、これは基金というものはそのものの使うためにこれからためていきたいと思いますという基金でやっている、これが財調と普通の基金と違うところでございます。

これについては財調は何に使うかそれを決めてありますかということですが、これらについてはそれが無いために逆にどうしても村とかそういう予算の使うための、でも資金が無いといったときに使う内容が財調になっております。だからこれから何に使いますかということはちょっと答えがないはずなので、その点をご理解願いたいというに思います。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 財調はそういう急に使うようなときに使うと、それはそうなんです。基金の

活用とそれから積立て、これはバランスがなければだめですし、そういうバランスの上での堅実な財政運営とそれはもう当然のことです。

しかし、さっきからまた富岡市になっちゃうんですけれども、富岡市は平成30年度は30億あったんです。だけれども、今年の台風でやむを得ず使ったんです。それで18億円になっちゃったんです。だけれども、今度またこのコロナ危機でまただけれども、5億円使ったんです。それで12億円残っているんですけれども、でも担当者は12億円あればできるんだと言っているんです。それはこれからの努力でやると、だからそのくらいのやっぱり気持ちも必要だというふうに思います。

それから、これも村長に質問なんですけれども、村長の新年の訓示のときに挨拶されて、その内容は住民に目を向けるんだということをおっしゃっていますよね。私はそれは本当に歓迎で、いいことだと思います。私、村長に向けるんじゃなくて、職員は住民に目を向けるんだとそうに言ったんです。私たちは共産党ですけれども、それは本当にいいことだと思います。それは賛成するし、そういうふうにやってもらいたいというふうに思います。

ちょうど村長が2年前でしたか、言ったときは地方公務員の働き方改革が言われて実行されていたときなんです。あのとき、清村課長の答弁の中でこの地方公務員の改革の2つの柱を言われたんですけれども、1つが会計年度の任用職員、今までパートや非正規だった人の位置づけをちゃんとしたわけです。それをしっかりと位置づけてもらうということと、もう一つ、人事評価制度というのをこれも柱なんです。これはどうしてもそうすれば一般の職員は責任者に目が行くし、責任者は村長に目が行くし、この流れで村は県に目が向いちゃうし、県は安倍内閣に目が行くんですよね。そういうときに真塩村長が俺に目を向けるんじゃなくて、住民に向けるんだと言われたんです。これ本当に私は大事な視点だと思います。

これをぜひ実行してほしいんですけれども、具体的には住民の相談、暮らしや税金や国保税だとかいろいろなところへ窓口で相談に応ずるとのことだと思うんですけれども、それが今回コロナウイルスで、本当にそれが試されるときになっているというふうに思います。こういうときに村長の公約また姿勢を本当に村民に出すということになれば、この財調の使い方ももう少し住民の本位で使うという目で再度検討してほしいと思います。

それから、次に、関連して3番目なんですけれども、村内の医療従事者、介護職員、障害者施設職員、保育園・こども園職員、学童保育所の職員・支援員への特別手当をしてほしいと、これも検討してほしいということなんです。これは全住民へに加えて、また1人2万円これ加えてほしいということです。これもちょっと全然はつきりしないで、例えば500人今言った該当者がいたとしても1人2万でも1,000万円です。これ財調から見れば本当にほんのちょっとです。これを出してほしいということです。

群馬県は5月31日いっぱいなんですけれども、感染者が149人いたんです。その後2人増えたんですか、だけれども、そのうちの97人は医療機関と介護施設なんです。ですから3分の2、65%はそういう人

の施設、機関ということになります。ですから県も医療従事者には1人10万だとか、国も今度は介護施設の職員へ手当というふうになりますけれども、この人たちは密着とか密集は避けられないわけです。どうしたって患者さんの体を触らなきゃ仕事ができないわけです。それから、介護職もそうです。それから、子ども関係だって向こうから寄ってくるし、こっちだって抱きかかえたりするし、これもう密着避けられません。

そういうところの職員はやっぱりそれは来ています。例えばこういう人もいるんです。自分や家族がかかったら、うちの施設はもうだめだと、必要な外出以外は一切家族も外出していない、ストレスは限界になっているということなんです。だからこういう人たちに特別な給付、これも考えてもらいたいんですが、考えているでしょうか。これも村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど議員が挙げられた施設等々なんです、コロナ禍の中、村民皆さんのためにご苦労いただいているということで、施設ごとに給付金を支出しているところでございます。施設職員個人への給付金支出ということでございますが、村内に所在する施設の職員の方々だけでなく、実際に村に納税していただいている榛東村民で他市町村に所在する施設等に勤務されている方など対象となる方の把握が困難であるなどから個人ではなく、施設への給付金支出とこのようにしたところでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 私の言っているのは、この前の施設のやつではありません。額が少ないということをやっているんです。施設にこの前、補正で出されましたよね。あれは国からの新型コロナウイルスの感染症の対応の地方創生臨時交付金、あれからかなり出ているかと思うんです。私が言っているのは村がどのくらい出しているか、それを最初から言っているところです。

これについて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど課長のほうから話ありましたけれども、その把握とかそういうものが個人において、人が村内に在住はしていても村外に実際は従事しているということ、その市町村によって内容を個人にやったり何かしていることをやっていることは私も承知しているところでございます。それを公平にするためにも事業者のほうに支援を行って、事業者のほうに個人のほうにそれを手当するかどうかというものは考えてもらいたいということで、村としては事業者にお手伝いをさせてもらっている。それで個人のところに行かないようですけども、名目的には行きませんが、これらについては村としてはやっているつもりでございます。これらについては把握が本当に困難です。

村内企業者に対してその人が村内の企業のところへ働いているかどうかということが本当に困難ですので、そのような手続を取ったところでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 施設へ給付金をやるということは、これは結構なことです。

私が言っているのは、職員が非常にストレスを感じて、その中で一生懸命頑張っているとそれをどういうふうに見るかということなんです。危険手当という意味もある。危険手当としても非常に足りない額ですけども、それから施設は経営は本当に今大変になっていますから、デイケア、デイサービスに人が減っているとちょっと村内ははっきり数字は分かりませんが、全国でははっきりと出ているわけです。みんな行くの控えているわけです。そうすれば施設は当然、介護報酬は減ります。また経営も大変になってくるわけです。ですからそういう応援、それから一人一人の従業員への支援、これをぜひ考えてほしいと思います。

次に、（4）なんですけれども、国民健康保険の短期保険証、これの有効期限を渋川市、吉岡町並みに6カ月にする、これを今回ぜひ考えてほしいということです。

これはこの前、国は2月28日付で、帰国者・接触者外来の受診時における資格証明書の人はこれは被保険者証とみなすと、これは進歩です。資格証明書でなくて、ちゃんと保険が使えるとこれは厚労省が全国へ通知をしたわけですけども、しかし、これは狭いんです、非常に。帰国者・接触者外来の受診のときにしか使えないわけです。普通のかかりつけ医のほうに行くなんていうのは、これ駄目なんです。

これも短期保険証の人が今、榛東は1カ月なんです。だけれども、渋川北群馬、渋川市も吉岡町も6カ月有効期限を持っているわけなんですけれども、これについてはどういう見解でしょうか。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 短期証の有効期間についてですが、これにつきましては世帯の方の滞納の状況等により、榛東村の基準としては1カ月、3カ月、6カ月として発行をしております。現在、交付している数としては、1カ月の短期証の方が122人、6カ月短期証を17人の方に交付をしております。

現在の状況は世帯の滞納の状況等を基に実施する納税相談の結果と、また年齢やまた疾病等の状況を踏まえて交付方法及び有効期間を決めているところであります。納税されている方との公平性や国民健康保険制度の安定的な運営のためにも納税折衝の機会を定期的に持ち、適切な納税指導を行う目的もありまして、現状の取扱としております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 今の答弁で、短期保険証の人たちの数というのが分かりました。

139人短期保険証の人がいて、そのうちの122人が1カ月ということなんです。これはもう9割近くの人が1カ月に、6カ月までになっている人というのは高校生以下ですか、そういう人ですよ。多くの短期保険証の人は1カ月なんです。

これは前にも質問したことがあるんですけども、今年1月に短期保険証の女性が村内で亡くなったわけです。これもこの前、村長に質問したんですけども、この人も1カ月、1カ月に払うのが大変なもので空いている日があったわけです。その間に具合が悪くなっちゃって、それですぐ手を打ったんですけども、病院に行って翌日もう死亡してしまっただけです。お金がなくて払えなくて、そして医療機関にもかからないでかからないで来たんですけども、どうしてももうこれ以上駄目だということにかかって、だけれども、2日目には死亡するとういうのが榛東村でもあるわけです。

ですからこれは少なくとも渋川、吉岡が6カ月にやっていて、これ確認したらほとんどの人が6カ月です、大体、間違いないです。みんな短期保険証は6カ月にやっています。ですからこれも渋川広域圏としても渋川、吉岡に併せて6カ月というので検討して、そして1月にあったようなそういう悲しい事故というんですか、これは命に関わっているわけです。ですからこれをぜひ延ばすように検討をお願いしたいんですが、村長の見解、改めてお願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 本当に亡くなった方に対してご冥福を祈りたいと思いますけれども、この6カ月にするとかそういうものについて、これは今の県の統一してやっている問題もありますし、各市町村でその内容を把握しながら1カ月、3カ月、6カ月というところ、その内容だと思います。これらについてもその他の渋川、吉岡を含めてその基準をどうに持っていつているのか、それらを検討しながらこれはやる必要があるかというように思います。

今の状況においては、榛東の取り扱っている基準というものを前から私はそれは正しいと思って今までやってきておりますので、その点をご理解をいただくのと同時に、今後についてもこれらをよく検討しながらやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

それから、最後なんですけれども、2の今後の対策についてです。

(1)が感染症第2波に備え広域圏で、これは渋川北群馬です、市町村の整備組合、広域圏で移動型のPCR検査システム導入、これを検討してもらえないかということです。

村長は渋川地区の市町村圏の振興組合の副管理者ということで、ぜひこれを伝えてほしい。この前



も申入れのときに、また広域の会議で伝えるよというようなお話だったので、これをぜひ具体化をしてほしいと思います。

既に第2波に備えるとこれ非常に大事なことだと思います。もう18の都道府県の知事がごく軽症者も含む全ての有症者、それから接触者への速やかな検査、それから医療・介護・福祉施設の従事者及び入院・入所者、これに全て検査ができる体制を取ってほしいとこれは18の道県知事が国へ提案しているんですけども、やっぱりこれも広域、それから県・国で具体化をしてほしいと。

これをするには相当の労力が必要だと思うんです。国際的な比較で見ても、日本はPCR検査が韓国の8分の1だということです。アメリカの14分の1だと、それから欧州各国から比べると20から30分の1だとそのレベルなんです。だからこれを一気に上げる。

この前も村長に話をしたんですけども、千葉県鎌ケ谷でPCR検査ができるワンボックスカーを使って、その地域を回るようにしているところがあるので、ぜひ広域圏で持てるように村長に努力をしてほしいというふうに思いますので、ぜひお考え、それからこれからどうにしたらいいかと。それから、これは村だけではちょっと大変だと思いますので、効率的にも広域のほうが効率だと思いますので、その考えを聞かせてください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃることについて、他県でやっていることがそれが榛東でもできないかということなんですけれども、これらについてはこの後、担当課長のほうから説明申し上げますけれども、広域のほうで一生懸命これらをどうにできるか、今また決めたことがありますので、それらを詳しく担当課長のほうから説明をさせますので、お願いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 渋川北群馬地域で取り組んでいることですが、まずPCR検査センターの前に、4月8日に発熱スクリーニング外来をまず開設をしております。この発熱スクリーニング外来は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に寄与し、住民の健康と安全を確保するとともに、不安を持っている方々のその不安の軽減を図るものであります。発熱スクリーニング外来では、電話相談と相談の結果、診察が必要な方に対して渋川地区医師会の会員であります医師による診察が受けられます。その結果、必要に応じ、帰国者・接触者相談センターまたは帰国者・接触者外来を設置している医療機関へつなげて、検査につなげているという現状であります。

それに加えて、PCR検査システム導入についてのお尋ねのお答えになるんですが、この新型コロナウイルス感染症患者の早期診断のための検査の需要が高まっている中で、住民の安心と安全を確保するためには検査体制の強化が重要というところは承知しているところであります。渋川北群馬地区では、渋川地区医師会が県との委託契約に基づいて、6月1日から渋川地区地域外来・検査P

CRセンターを開設しております。ここでPCR検査が受けられるということになっているんですが、これは建物に入らずに受けられるウオークスルー方式ということで、議員がおっしゃったような車での対応ではないんですが、検体を摂取するそのブースの仕切り板に換気機能を持たせ、医療従事者の感染リスクを低減しております。

こちらは発熱スクリーニング外来と医療機関からの紹介による完全予約制となっておりますが、本村、渋川市、吉岡町の3市町村が検体採取の補助業務に当たらせる保健師を輪番で派遣し、運営の協力を行っているものでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） いろいろ先ほど言った提案のほうも検討していただきたいと思います。

それから、（2）の感染症と自然災害の複合災害対策をとということで、先ほどの村上議員の質問の答弁ありましたので、それを参考にしていきたいと思います。

それから、共産党が聞き取りをこの間した中で、まだスピーカーが聞こえないとか避難経路はどういうのかなんていうのがかなり出るんです。ですからこの前、総務課清村課長が答えた内容、それをさらに検討をお願いします。

以上で質問を終わりにします。

○議長（南 千晴君） 以上で川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を11時25分といたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時25分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

**◎日程第5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
について**

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは議案第54号について説明申し上げます。

議案書については1ページでございます。

参考資料により説明をさせていただきます。参考資料1ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金を支給するに当たり、榛東村国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要です。

支給対象者は、被用者、会社などに雇用されている者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したまたは発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなかつた場合に支給をするものでございます。

支給要件は、労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間となります。

支給額ですが、1日につき直近の継続した3カ月間の給与収入等の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とするものです。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものです。

傷病手当金の支給に係る費用については、特別調整交付金により国から全額支援されるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

今、健康保険課長から説明があったんですが、榛東村に在住する方で1名の方が感染したとそういうことが以前報道されました。この方は今どようになっているのか、分かった範囲内で説明してもらえますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前11時27分休憩

---

午前11時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま議長から委員会にこの前の会議で付託するということであったんですが、たまたま発言の機会があったものでお聞きしたかったんですが、やはり1月1日にさかのぼってということになるとその方が対象になるかどうか、その辺が心配されたので、聞いてみました。

委員会のほうで詳しくお聞きすることができれば、そのほうでまたきちんと聞きたいと思いますので、質問を終えます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第54号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは議案第55号について説明申し上げます。

議案書、参考資料ともに4ページをお願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に当たり、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、まず減免の対象となる世帯ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、そして2つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入等の減少が見込まれる世帯で前年の30%以上の減収が見込まれる場合、そして世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万以下、さらに減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万以下である、これらの全てに該当する場合は減免をするということになります。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用をするものです。

以上で説明に代えさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 先ほどの説明で概要1、減免対象世帯のところなんですけれども、1番が新型コロナウイルス感染症により、（2）番が新型コロナウイルス感染症の影響によりなんですけれども、今いろんな報道の中で、例えば死亡してしまった方も実際にはがんがトップで肺炎が4番ぐらいですか。この新型コロナウイルスの感染症にという関連づけが非常に難しいと思うんですけれども、そこはどのように捉えているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 新型コロナウイルス感染症が発端でということになりまして、それによって亡くなった方または重篤な傷病等を負った世帯ということになりますので、これは医師の診断に基づいてその辺は判断をしていくということになると思います。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第55号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは議案第56号について説明申し上げます。

議案書及び議案参考資料については7ページからをご覧ください。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、介護保険料の第1段階から第3段階の軽減額を増額するものでございます。

こちらは昨年10月から消費税及び地方消費税を合わせた税率が10%に引き上げられたことを契機としまして、昨年度は10月からということでありまして、軽減幅の半分を実施しました。そして、本年度は保険料の軽減を完全実施するというので改正をお願いするものでございます。

改正の概要でございますが、現行は第2条第2項にあるように、第1段階の保険料3万6,600円を2万7,450円に減額しているところを改正案としまして2万1,960円に減額するものです。同様に第2

段階ですが、保険料が5万4,900円を4万5,750円に現行減額しておりますが、それを改正案として3万6,600円に減額するものでございます。同様に第3段階の保険料ですが、5万4,900円を5万3,070円に減額しているところを、5万1,240円に減額をするものです。

附則につきましては、議案書の8ページをお願いします。

公布の日から施行しまして、令和2年4月1日から適用するものです。

経過措置としましては、この条例における改正後の榛東村介護保険条例第2条第2項の規定は、令和2年度の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 質疑というか教えてもらいたいですけれども、保険料が減額してこれは助かると思うんです。来年度のまた介護保険料の改定があるかと思うんですけれども、その間に保険料の財源に不足が出た場合は、どこから出るんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この保険料減免に対する財源でございますが、こちらは県とそれから村の一般会計から財源をいただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第56号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

## ◎日程第8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3,389万3,000円を増額いたしまして、総額を76億2,855万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴います職員給与費や会計年度任用職員に係る手当の増減のほか、当初予算編成後に生じた事由により一部経費について増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の主要事項について、事項別明細書により説明させていただきます。

別冊の議案参考資料の12ページお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

16款2項2目民生費国庫補助金1,856万円、保育所等整備交付金でございますが、北部保育園の園舎増築に係ります国からの交付金でございます。

17款2項7目教育費県補助金22万4,000円、運動部活動指導員派遣事業費補助金でございますが、中学校の部活動指導員に係る県からの補助金でございます。

1つ飛ばしていただきまして、22款4項5目雑入85万9,000円、学校臨時休業対策費補助金ということで、学校給食事業に係る補助金でございます。

続いて、13ページからが歳出になります。

14ページお願いいたします。

上段、2款1項5目財産管理費、12節委託料360万8,000円、これは旧榛名カントリークラブ跡地に係る環境調査に係るものでございます。

続いて、17ページお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金2,088万円は、北部保育園で計画されております園舎増築に係る交付金であります。

続いて、21ページお願いいたします。

下段です。10款1項3目教育指導費、21節補償、補填及び賠償金112万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策対応のための休校により学校給食が中止になったことに伴い、影響を受けました給食関係事業者に補償を行うものでございます。

27ページからが給与費明細となっております。

27ページお願いいたします。

2、一般職、（1）総括、そこの職員数見ていただきたいと思います。職員数、会計年度任用職員が2人増員となっております。

一般会計補正予算（第3号）の説明は以上とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第57号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時43分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

### ◎日程第9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは議案第58号 榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は13ページです。議案参考資料は31ページからですが、議案参考資料で説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万5,000円を加え、総額をそれぞれ15億78万円とするものです。

今回の補正は、議案第54号に上程しました榛東村国民健康保険条例の一部改正によります新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金を支給するための補正でございます。

続きまして、参考資料の34ページをお願いします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

5款1項1目保険給付費等交付金、特別交付金の補正額116万5,000円です。こちらは傷病手当金の支給に係る費用の歳入でございますが、特別調整交付金により国から全額支給されるものでございます。

次に、35ページをお願いします。

歳出でございます。

2款6項1目傷病手当金、補正額116万5,000円です。これは傷病手当金の支給を5人の方に対し、



3カ月間給付した場合と見込んで積算した費用でございます。昨年度の国保世帯の方の平均収入月額から積算をしたもので、あくまでも予算ということになりますが、歳入と同額を計上してあります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第58号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは議案第59号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は人事異動に伴う補正でございます。

議案書は16ページです。

議案参考資料により説明申し上げます。36ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万2,000円を加え、総額をそれぞれ12億3,026万円とするものです。続きまして、39ページをお願いします。

歳入の事項別明細書です。

7款1項2目事務費一般会計繰入金、補正額12万2,000円ですが、こちらは一般会計から繰り入れをするものを増額をするものです。

40ページをお願いします。

歳出でございます。

1款3項1目認定審査等費、補正額12万2,000円の増でございますが、こちらは介護の認定調査員の旅費及び通勤手当を増額するものです。

41ページからは給与費明細書でございます。説明については省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

す。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第59号については文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第 1 1 議案第 6 0 号 令和 2 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） それでは議案第60号 榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

議案書19ページ、議案参考資料44ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ166万9,000円を減じ、補正後の総額を3億6,785万1,000円とするものでございます。

歳入予算でございますが、5款1項繰入金166万9,000円を減額するもの、歳出予算でございますが、2款1項建設費166万9,000円を減額するものでございます。

なお、給与費明細書を添付しておりますが、職員数につきましては変更はございません。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第60号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

◎日程第 1 2 議案第 6 1 号 令和 2 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） それでは議案第61号 榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

議案書22ページ、議案参考資料52ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ59万円を減じ、補正後の総額を2億1,211万8,000円とするものがございます。

歳入予算につきましては、4款1項繰入金59万円を減額するもの、歳出予算につきましては、1款1項総務費59万円を減額するものがございます。

なお、給与費明細書を添付しておりますが、職員数におきましては変更はございません。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野上下水道課長。

〔上下水道課長 狩野宏記君発言〕

○上下水道課長（狩野宏記君） それでは議案第62号 榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額につきまして、人事異動に伴い職員給与費の減額を行うものがございます。

議案書25ページ、議案参考資料60ページをお願いいたします。

水道事業費用につきましては、1款1項営業費用39万9,000円を減額するものでございます。

なお、給与費明細書を添付しておりますが、職員数につきましては変更はございません。

以上で議案第62号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第62号については総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、令和2年第2回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時54分散会

令和 2 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

6 月 1 9 日 ( 金 )

# 令和2年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

---

令和2年6月19日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和2年6月19日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告について
- 日程第 2 議案第51号 副村長の選任について
- 日程第 3 議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第53号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 報告第 1号 令和元年度榛東村繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 2号 法人の経営状況について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第20まで議事日程に同じ
- 追加日程第1 議案第63号 監査委員の選任について
- 追加日程第2 議案第64号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 追加日程第3 発議第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するこ

とについて

- |        |     |    |                              |
|--------|-----|----|------------------------------|
| 追加日程第4 | 発議第 | 2号 | 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議 |
| 追加日程第5 | 発議第 | 3号 | 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について      |
| 追加日程第6 | 発議第 | 4号 | 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について      |

出席議員（11名）

4番	善養寺	孝	君	5番	蜂	巢	實	君			
6番	村	上	慎	一	君	7番	川	田	敏	彦	君
8番	小野	関	治	義	君	9番	清	水	健	一	君
10番	小	山	久	利	君	11番	山	口	宗	一	君
12番	岸		昭	勝	君	13番	早	坂		通	君
14番	南		千	晴	君						

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村	長	真	塩	卓	君	副	村	長	倉	持	直	美	君								
総	務	課	長	清	村	昌	一	君	企	画	財	政	課	長	早	川	弘	行	君		
税	務	課	長	岩	田	彦	一	君	住	民	生	活	課	長	村	上		誠	君		
健	康	保	険	課	長	安	田		睦	君	産	業	振	興	課	長	山	口	誠	一	君
建	設	課	長	久	保	田	邦	夫	君	上	下	水	道	課	長	狩	野	宏	記	君	
教	育		長	阿	佐	見		純	君	教	育	委	員	会	長	井	口	克	三	君	
										書	務	局	長								

---

事務局職員出席者

事	務	局	長	飯	塚	邦	守	書	記	志	岐	英	代
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第1、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

榛東村議会のあり方検討特別委員会副委員長の選任につきましては、過日開催されました特別委員会において、委員の互選により記載のとおり選任されましたので、報告いたします。

以上です。



## ◎日程第2 議案第51号 副村長の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第51号 副村長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 議案第51号 副村長の選任についてご説明申し上げます。

現在の副村長であります倉持直美氏の任期が、本年の6月30日で満了となります。

倉持さんは、村職員としての長い経験で養った高い識見を有し、また、平成28年7月の就任からこれまで1期4年にわたり、その豊富な知識と経験を生かし、行政運営に当たっていただきました。

つきましては、引き続き、倉持さんを副村長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第51号 副村長の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時3分休憩

---

午前9時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで、ただいま副村長として同意されました倉持直美副村長から、ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

〔副村長 倉持直美君登壇〕

○副村長（倉持直美君） 改めまして、おはようございます。

ただいまは、本議会において同意をしていただき、副村長2期目の就任となりました。皆様方、大変ありがとうございます。真塩村長の補佐役として、職務を全力で果たしてまいりたいと考えております。

今現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、住民が安全で安心して暮らしていけるよう、全職員と一丸となって取り組んでまいります。また、今後も引き続き、防衛補助事業、まちづくり支援事業による複合施設建設に向け、積極的に推進をしてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも、住民の安全で安心して暮らしていけるまちづくり推進のために、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、再任に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

◇

### ◎日程第3 議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である狩野………さんが、その任期が本年の6月30日で満了となり

ます。

狩野さんは、温厚篤実で地域住民からの信望も厚く、行政区長の経験もあり、また、現在は村の国際交流協会の会長を務められております。

引き続き、狩野さんを固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午前9時8分休憩

---

午前9時8分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

村長。

○村長（真塩 卓君） 失礼いたします。

先ほど名前の中で、狩野……と申し上げたらしいんですけども、らしいと言っちゃおかしいんですけども、実際は狩野達也さんでございました。訂正させてください。お願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第52号 榛東村固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎日程第4 議案第53号 教育委員会委員の任命について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第53号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 議案第53号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員であります高橋俊一さんの任期が、本年6月30日をもって満了となります。

高橋さんは、公務員、郵便局長としての長い経験で養った高い識見を有し、また、北小学校のPTA会長も経験されるなど、教育に関する熱意が高く、平成28年7月の委員就任からこれまで1期4年にわたり、豊富な知識と経験を生かし、本村の教育行政に貢献をしていただきました。

つきましては、引き続き、高橋さんを教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第53号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時12分休憩

---

午前9時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する

条例の制定について、6月16日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年6月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第54号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、6月16日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出

席の下に審査を行いました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年6月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第55号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第7 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、6月16日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年6月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第56号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、6月15日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下、慎重に審査を行いました。

村有地環境対策事業の環境調査費について質疑があり、旧ゴルフ場敷地内への鉄鋼スラグ碎石混入

の経緯等について説明を受けました。また、地域子育て支援事業の保育所等整備交付金について質疑があり、事業規模、事業計画等について説明を受けた後、採決を行った結果、本補正予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和2年6月19日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第57号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時27分休憩

---

午前9時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第9 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。



[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、6月16日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

疾病手当金の1人当たり給付額について質疑があり、国民健康保険加入世帯の平均収入額を参考にして算出したとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年6月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第58号 令和2年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第10 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

9番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、6月16日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年6月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第59号 令和2年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、6月15日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下、審査を行いました。

審査の結果、本補正予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和2年6月19日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第60号 令和2年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、6月15日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

審査の結果、本補正予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和2年6月19日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第61号 令和2年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第13 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号） について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）  
についてを議題といたします。

小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補

正予算（第1号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月11日、当委員会に付託されました議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、6月15日、村長、副村長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の下に審査を行いました。

審査の結果、本補正予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

令和2年6月19日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第62号 令和2年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時42分休憩

---

午前9時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

#### ◎日程第14 報告第1号 令和元年度榛東村繰越明許費繰越計算書について

○議長（南 千晴君） 日程第14、報告第1号 令和元年度榛東村繰越明許費繰越計算書についてを議題とし、報告を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第1号 令和元年度榛東村繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

議案書のほうは27ページ、それから、議案参考資料につきましては65ページをお願いいたします。

議案書のほうをご覧ください。27ページです。

昨年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰越しを行いましたので、同法施行令146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書、次の28ページ、お願いいたします。

28ページ、左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。

まず、一般会計分です。

8款、2項、村単独道路新設改良事業、金額219万7,000円、翌年度繰越額、同額でございます。同じく社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）、金額367万2,000円、翌年度繰越額、同額でございます。同じく橋りょう維持費、金額2,241万1,000円、翌年度繰越額322万7,000円。

10款、1項、複合施設整備事業、金額3,159万2,000円、翌年度繰越額、同額でございます。同じく10款、3項、中学校整備事業、金額9,775万9,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

一般会計の合計といたしまして、金額1億5,763万1,000円、翌年度繰越額1億3,844万7,000円。

財源内訳といたしまして、既収入特定財源3,159万2,000円、これは教育施設整備基金からの繰入れでございます。それから、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金3,358万7,000円、村債5,750万円、一般財源1,576万8,000円です。

続いて、農業集落排水事業特別会計分といたしまして、2款、1項、維持管理費、金額126万5,000円、翌年度繰越額、同額でございます。全て一般財源でございます。

以上、報告いたします。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

---

## ◎日程第15 報告第2号 法人の経営状況について

○議長（南 千晴君） 日程第15、報告第2号 法人の経営状況についてを議題とし、報告を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） それでは、報告第2号 法人の経営状況についてご説明申し上げます。  
議案書29ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の令和元年度経営状況及び令和2年度の事業計画、予算、資金計画について報告させていただくものでございます。

議案書31ページをご覧ください。

令和元年度榛東村土地開発公社決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出でございます。決算額を読み上げさせていただきます。

初めに、収入でございます。

第1款、事業収益はございません。

第2款、事業外収益は2万2,850円でございます。内訳でございますが、第1項、受取利息1,450円、第2項、雑収益2万1,400円、これは県税の還付金でございます。

次に、下の表、支出でございます。

第1款の事業原価はございません。

第2款、第1項、販売費及び一般管理費の2万3,900円は事務経費でございます。

32ページの(2)資本的収入及び支出については、該当がございません。

33ページをお願いいたします。

令和元年度の損益計算書でございます。

ページ中ほどの3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)の報酬2,500円、(4)雑費2万1,400円で、事業損失は2万3,900円でございます。

その下、4の事業外収益は(1)受取利息1,450円、(2)雑収益2万1,400円で、合計は2万2,850円でございます。経常損失は1,050円、当期損失も同額でございます。

34ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1の流動資産、資産合計は1,461万9,963円、負債の部、負債合計はゼロ、一番下の行で、負債・資本合計は1,461万9,963円でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

令和元年度の財産目録でございます。上の表は資産です。

1の流動資産、(1)現金及び預金のうち普通預金は11万9,963円、定期預金は1,450万円で、流動資産合計は1,461万9,963円でございます。資産合計も同額で、負債はございません。

37ページをお願いいたします。

令和元年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。

本年4月20日に監査を実施し、ご報告をいただいております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

令和2年度榛東村土地開発公社予算でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第2款、事業外収益に2万4,000円を計上いたしました。

次に、支出の第2款、販売費及び一般管理費に2万4,000円を計上してございます。

40ページをお願いいたします。

令和2年度榛東村土地開発公社事業計画でございます。前年度と同事業計画となっております。

42ページをお願いいたします。

令和2年度の榛東村土地開発公社実施計画、収益的収入及び支出でございます。本年度予算について朗読させていただきます。

初めに、収入でございます。

1款、事業収益につきましては、計上がございません。

2款、事業外収益、1項の受取利息に2,000円、2項の雑収益2万2,000円、収入合計は2万4,000円でございます。

次に、支出でございます。

2款、1項、販売費及び一般管理費は、人件費2,000円、経費は2万2,000円で、合計2万4,000円を計上させていただいております。

43ページの資本的収入及び支出は、用地取得等に係る経費でございますが、該当はございません。

44ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

ページ中ほどの3の販売費及び一般管理費に2万4,000円、4の事業外収益に2万4,000円を計上させていただきました。下から2行目、経常損失、その下の当期損失はゼロ円でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計は1,461万9,963円、負債の部、負債合計はゼロ円、資本の部、資本合計は1,461万9,963円、負債・資本合計は同額の1,461万9,963円となります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、報告のみといたします。



◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第19、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第16から日程第19までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第20、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員から報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 11番議員の山口です。

広域議会の報告をさせていただきます。

令和2年3月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告。

令和2年3月27日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和2年3月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を開催しました。

議案は、一つ、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について。

一つ、渋川市等公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について。

一つ、群馬県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について。

以上3件が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 山口議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時59分休憩

---

午後1時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程の追加

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第1 議案第63号 監査委員の選任について

○議長（南 千晴君） 追加日程第1、議案第63号 監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、善養寺孝議員の除斥を求めます。

〔4番 善養寺 孝君除斥〕

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 議案第63号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

議会の議員のうちから選任する榛東村監査委員について、善養寺孝さんを選任することといたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。ご同意いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第63号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

4番善養寺孝議員の入場を許可いたします。

[4番 善養寺 孝君入場]

---

◇

## ◎追加日程第2 議案第64号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 追加日程第2、議案第64号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第64号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

追加で配らせていただきました議案書、それから議案参考資料をご覧ください。それぞれ表紙の部分でございます。

まず、議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1,176万8,000円を増額し、総額を76億4,032万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、村議会議員補欠選挙の執行経費と、欠員となっております村議会議員に係る報酬等の増額をお願いするものでございます。

歳入歳出予算につきまして、議案参考資料により説明させていただきます。

参考資料の表紙のほうをご覧ください。1ページをお願いいたします。

まず、歳入予算といたしまして、20款、1項、財政調整基金繰入金を1,176万8,000円増額するものでございます。

歳出といたしまして、1款、1項、議会一般経費364万8,000円は、欠員となっております、当初予算には計上しておりませんでした議会議員2名分の報酬等を計上したものでございます。

続いて、2款、4項、村議会議員補欠選挙執行経費812万円は、来月7月26日に執行予定の村議会議員補欠選挙の執行経費でございます。

一般会計補正予算（第4号）の説明は、以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますよう

よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ちょっと計算のやり方というんですか、お聞きしたいんですが、参考資料の5ページの報酬なんですけど、議会一般経費、議会議員報酬309万8,000円、この計算の根拠を教えてくださいませんか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後1時44分休憩

---

午後1時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） この計算でございますけれども、冒頭、企画財政課長からも説明ありましたけれども、4月1日時点で2名の欠員が生じていたということで、議会議員、定数は14でございますけれども、12名分の報酬のみを計上させていただいたところでございます。

今回、新たにもう1名の欠員が生じ、6分の1を超えるということから、補欠選挙が執行されるということでございますので、定数14名分のうち、補欠選挙、当初で見えていなかった2人分、波多野議員は今年度分、丸々見えていますので、2人分につきまして、7月27日以降の報酬額を計上、増額させていただいております。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） たしか議員の報酬そのものは、一般の議員は月額21万円と理解しております。そうしますと、単純に計算しても、8か月といいますと168万円、2人分だと336万円になるかなと思うんですが、その辺がちょっと理解できていないのでお聞きしました。その辺いかがですか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど総務課長も申し上げたんですが、議会議員2人分の増ということだと、確かに議員のおっしゃるような計算になると思います。

実際のところは、もっと細かい計算をしておりますので、まず報酬のところ、プラスということで、

7月26日執行の選挙ですので、そこからの分の7月分の日割り、それから8月から3月までの、月額という表現でいいですかね、の3人分をプラス、まず要因として、それから、波多野議員がお亡くなりになりまして、波多野分を削るということで、まず波多野分が、6月8日にお亡くなりになりましたので、6月分の残りの日割り部分、それから、7月から3月の波多野分の月額分をマイナス、引き算しますと、この309万8,000円になるという計算です。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 了解しました。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第64号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第64号 令和2年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎追加日程第3 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて

○議長（南 千晴君） 追加日程第3、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君登壇〕

○6番（村上慎一君） それでは、発議第1号に対してのご説明をします。

表紙にあるように、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについてです。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月11日に、私の名前と、賛成者として早坂通議員、山口宗一議員の署名捺印をいただいて提出したところでございます。

提案理由とすれば、議員報酬に係る減額特別措置を令和2年7月1日から令和3年3月31日まで行うため、改正するものであります。

県内外だけでなく、いろんな市町村で、今日も前橋市の三役と、あと議会の削減の記事が上毛新聞等にも出ていましたけれども、今回のコロナ禍に対して、本来でしたら、議員は政策を立てて、住民の福祉向上に努めるのが最優先だと認識しているところです。

ただ、先ほどの議案に対しても、村は尊い税金の中から財政調整基金を取り崩して、村民の福祉向上のために使っていただいたりしているわけですが、一般質問でも申し上げたとおり、今は何しろ、予算がどのくらいかかって、どのくらい住民に対する事業を実行していくのか読めない時代です。そんなことを考えながら、今回、議員の報酬の1割カット及び期末手当の一部カットを、2ページにあるように記載させていただきました。

読み上げますと、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例として上げさせていただきました。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年榛東村条例第10号）の一部を次のように改正するものです。

また、附則に次の1項を加えますけれども、令和2年7月1日から令和3年3月31日までに支給する議員報酬に係る減額特例措置です。

第2条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和3年3月31日（議会の解散があった場合においては、議会の解散の日）までとする間に支給する議員報酬（第5条第2項に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条に規定する額から10分の1に相当する額を減じた額とする。

附則として、この条例は、令和2年7月1日から施行するということの発議です。

最後のページには新旧対照表が添付してありますので、それは皆さん、確認してください。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第1号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 発議第1号について、反対の立場で討論を行います。

報酬削減は、痛みを分かち合うという一つの方法だと思います。しかし、今は緊急事態宣言が解除され、国も段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていこうとしています。

新しい生活様式の中で、感染拡大防止と経済再生の両立を図り、地域経済の復活を目指していこうとしていることを考えると、報酬の削減ではなく、地域の事業者や飲食店等に対して直接の消費行動をしていくことも一つの方法です。

地域経済の回復のために、議員本来の仕事である情報収集や政策を提案していくことが大事だと考え、さらに補欠選挙を控えた今、議員報酬を削減することに反対します。

以上で反対討論といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。賛成討論を行います。

議員報酬を10分の1、9か月間行いますと、減額が223万2,000円となります。これは期末の手当、報酬は入れていません。そういう額を少しでもコロナによって困っている方に支援できればと、そういうふうを考えて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

8番小野関治義議員。

〔8番 小野関治義君発言〕

○8番（小野関治義君） 反対の立場で討論いたします。

本議会では、過日の議員懇談会にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、本年度の視察研修を実施しないことや、江藤先生による講演会を中止し、これらの予算を新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費に充てるよう、議会の総意で決定したところです。

議員の報酬減額については、慎重な意見も多く出ていました。また、国の第2次補正予算も成立しましたので、それに伴う市の新型コロナウイルス対策の補正予算をしっかりとチェックし、大変な思

いをしていると思いますので、今後も議員として必要な人に支援ができるよう政策を提案するなど、しっかりと仕事をしていきたいと考え、反対いたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。賛成の方いたら。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） コロナの問題で、とりわけ飲食関係、サービス業の方、大変な状況にあります。そういう状況の方々に、我々議員が報酬を1割カットしたものではありません。これは全然足りないということは重々承知しております。ただ、議会議員としての姿勢を示す一つとして、やっぱり1割の報酬カットをするということは大事だと思います。

また、それだけでなく、このような問題に積極的な、要するに施策の提案ですね、こういうこともしていくことは重々承知しておりますし、これからしていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、議員の姿勢として、微々たるものですが、姿勢を示すことは私は大事だと考え、賛成をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

5番蜂巢實議員。

〔5番 蜂巢 實君発言〕

○5番（蜂巢 實君） 反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症対策は、5月15日の臨時会で、村独自の支援が入った補正予算を可決いたしました。その後、議会も緊急提言を村長へ出しました。また、議員全員で決めた視察研修と講演会の中止に係る費用は、予算書を見ると120万円程度になっております。

まずは、その費用をコロナ対策に使っていただき、その経過を見るべきだと思います。村民の声に耳を傾け、報酬以上の仕事をするよう努力いたしたいと思っておりますので、反対いたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 反対の立場から討論を行います。

本議会の議員報酬は、群馬県内を見ても低い状況です。特に、人口1万人当たりで見ますと、群馬県内23町村中18位となっております。

現実的に、議員報酬が生活給になっていることもあります。また、榛東村議会のあり方検討委員会等でも審議しておりますが、報酬に関しては低いというのが現実でございます。

本来でしたら、以前申しましたように、もう少し話し合いをもって具体的な額を決定するべきだと思います。なぜこの額が出てきたのかも疑問なところもございます。



よって、本議案に対して反対といたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成4人。賛成少数です。

よって、本案は否決されました。



#### ◎追加日程第4 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議

○議長（南 千晴君） 追加日程第4、発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。別紙を朗読して、説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議。

下記のとおり新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を設置する。

- 1、名称、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、目的、新型コロナウイルス感染症拡大による村民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査を行うため。

4、委員の定数、6名。

5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができる。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 目的、新型コロナウイルス感染症拡大による村民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査を行うためとあります。どのような方法をもって調査をするんですか、教えてください。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 調査の方法といたしましては、ここの文章にもございますが、住民生活や地域経済への影響、この辺を考慮し、調査を進めてまいります。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） それは今読んだだけで、何も答えになっていなくて、村民生活や地域経済への影響ですよ。これは、何かのデータをもって数字で調査をするのか、例えば、いろんなところへ足を運んで、この6名の方たちがデータを作るのか、そういうことを聞いているわけです。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 感染症に対する予防方法や疾病に対する対策、地域経済に関しては商工会やJA等、主に榛東村に所在する商工会員を中心としたことになると思うんですが、調査・研究をしてまいります。

○議長（南 千晴君） ほかに。

6番。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 調査・研究と言っちゃえば、何かするんだろうとは思いますが、専門的な委員がいるわけでもない状況で、かなりこれは、村内の状況をつかむのも、私も商工会には個人的に、いろんなことをアドバイスしたり、お願いをしたり、バナーを貼り付けて、頼むとかということはやっていますけれども、この単純な目的の文章だけでは目的は分からず、あと調査期間が、3に掲げる調査事項が終了するまでとありますけれども、前も一般質問で言ったように、このwithコロナで、コロナはなくなるわけじゃありません。この調査期間も、いつまでを想定しているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 最長で、当16期議会が任期となる日までです。

コロナも、いつ収束するか、まだ全然見えない状況です。特別委員会の設置については、任期をもって終了ということがございますので、任期中です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

この特別委員会の考え方は、今のお話の中で分かったんですが、このような特別委員会を設置して、県内でどのくらいのこういう自治体が行っているのか、分かったら教えてください。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 東京都とかは、もう既にやっているところがあるらしいです。榛東村には比較的まだ、感染者のほうは1名出たといえども、まだ少ない状態しております。

ちょっと休憩してもらって……

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時7分休憩

---

午後2時8分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 現在、群馬県内にあるかどうかは把握してございません。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 特別委員会を設置するということになれば、やはり精力的に調査とか研究とか、あるいは今、東京のほうでどこかでやっているということなんですが、どのようなやり方をもって調査とか、そういう研究をやるのか、よく研究をして、特別委員会の意味をしっかりと認識して進めていくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 質疑です。

こういうのをつくって調査するというのは、いいことだと思います。これを16期の任期までという

ことなので、その調査報告書というのも、やっぱり一定の、こういう形を取った分かりやすいものを作る必要があると思いますね、こういうのをやったと。

それは、どういうふうに作成、それから発表する予定でしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） まだまだ感染症に対しては、どこまで続くかというのが見えておりません。今後、検討課題としていきたいと思います。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず一つ、やはり目的のところ、新型コロナウイルス感染症拡大による村民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査を行うためということは、これはこれでいいんですけれども、ただ、こうやって特別委員会を開くんならば、もっと具体的に目的が書かれていると思うんですよね。今後の課題として捉えてください。

それと、もう一つ、調査期間なんですけれども、これ、本特別委員会ということなから、わざわざ閉会中も継続調査をすることができるという断りが必要なわけですかね。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 委員会を設置しないと、継続調査というか調べができない、閉会中になってしまうと会議が開けないという状況がございます。閉会中も調査・研究ができるがための特別委員会という意味も含まれています。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後2時11分休憩

---

午後2時14分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号については委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第2号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 目的が、感染症拡大による村民生活及び地域経済への影響と対策に関する調査を行うため、これは明確じゃありません。いろんな議員活動の中で調査を行って、何度も言うように、村民の福祉向上に対して施策を打ち出すのが村会議員の役目だと思いますので、この目的に対しては反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 私は、賛成の立場で討論を行います。

緊急時に行うべき議員の責務は、情報収集、政策提案していくことになります。地域では、行政職員よりも議員のほうが、日常活動を通じて情報収集ルートを持っていることが多いと思います。議員が情報を収集し、政策を提案していく、議員の本来の仕事だと考えます。

調査をして政策を提案していく、これに沿った委員会だと考えますので、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

〔13番 早坂 通君退席〕

○議長（南 千晴君） 発議第2号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成7。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、小山久利議員、清水健一議員、岸昭勝議員、蜂巢實議員、善養寺孝議員、小野関治義議員の6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、特別委員はただいま指名いたしました6名の議員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後2時18分休憩

〔13番 早坂 通君入場〕

午後2時27分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に蜂巢實議員、副委員長に岸昭勝議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長、蜂巢實議員。よろしく願いいたします。  
5番蜂巢實議員。

〔新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長（蜂巢 實君） 皆さん、大変お世話になります。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が設置され、委員長として一言ご挨拶申し上げます。

緊急事態宣言が解除されましたが、いまだ感染者が増え続けています。収束のめどのつかない状況であり、経済状況も非常に悪化しております。また、第2波、第3波のおそれもあり、長期化が懸念されます。議会においても非常に重要な課題であり、拡大防止に全力で取り組むべく委員会でありませぬ。

村内においても、事業者を含め、感染症の影響を受けて困難な状況に置かれている村民の方々がたくさんいると思われませぬ。これらの方々に日常を早く取り戻せるような施策について、調査・検討をしていきたいと思ひませぬので、どうか皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げませぬして、挨拶といたします。

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、岸昭勝議員。よろしく願いいたします。

12番岸昭勝議員。

〔新型コロナウイルス感染症対策特別委員会副委員長 岸 昭勝君登壇〕

○新型コロナウイルス感染症対策特別委員会副委員長（岸 昭勝君） ただいまコロナ感染症対策の副委員長に選出されました岸です。突然の指名で何とも言えないんですけども、委員長を支えて頑張っていきたいと思ひませぬ。

このコロナ対策、世界的に大変な状況なんですけれども、何とか早いうちに収束できますよう祈念しながら、いろいろ研究しながら頑張っていきたいと思ひませぬ。よろしく願いいたします。

◇

◎追加日程第5 発議第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（南 千晴君） 追加日程第5、発議第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 発議第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について。

榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条及び榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

令和2年6月11日提出。提出者、榛東村議会議員、小山久利。

提案理由、多様な議員が活躍できる環境を整え、議会活動の活性化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。

榛東村議会会議規則の一部を改正する規則。

榛東村議会会議規則（昭和32年榛東村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、忌引」を「、配偶者の出産補助、弔事」に改め、同条第2項中「しなければならぬ。」を「することができる。」に改めるものでございます。

次のページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第2条中「、忌引」を「、配偶者の出産補助、弔事」に改め、2項中、最後の行です、「しなければならぬ。」を「することができる。」というものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規則は令和2年6月19日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） この「配偶者の出産補助」というところなんです、このところについては、その次にある「災害その他やむを得ない理由により」ということで対応できるんだというふうに思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 対応できるんですが、より具体的な「配偶者の出産補助」、要は男性も休めるということなんですが、具体的な言い回しにしたものです。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これを入れるとなると、いろいろな想定されるものを入れていかなくちゃならなくなっちゃいますよね。そう考えたときには、やはりその次の「その他やむを得ない理由により」ということで判断することでもいいんじゃないかと思うんですね。

もちろんそれを判断をするのは、最終的には議長なんだろうけれども、そして、この議会として、そういう認識に立っていればいいんじゃないかと思うんですね。そうじゃないと、ほかのようなこともどんどん入れなくちゃならないということになると思いますけれども、それについてはいかがですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後2時35分休憩

---

午後2時35分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） あり方特別委員会でも検討しているんですが、多様な人材の確保という観点からも、具体的な文言のほうが分かりやすいのかと思いますので、改定をお願いするものです。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 改正案のところの2条は、最後の言葉が「議長に届け出なければならない。」と、これは当然ですよね。それで、2項のところ、一番最後のところが「欠席届を提出することができる。」と、こういう言い方になっているので、ということは、提出しなくてもいいというふうにも読めてしまうんですね。

出産してから8週間というのははっきり分かるけれども、出産予定日の6週間前というのは、これ分からないこともあるわけですよね、早産、それから、遅れたりする場合もあるから。これは、後日にまた改めて提出すればいいかと思うんです。それはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 今までですと、必ず届けを出さないといけないという決まりなんですが、



交通事故とか、急に産気づいたとか、急な場合には提出ができないということで、二者択一ができるという、選択肢が生まれてくると思います、この文言で。急な出来事に対して、届出が会議までに間に合わない場合が想定されるので、この文言を改正する案でございます。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

6 番村上慎一議員。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） 先ほど提案理由で「配偶者の出産補助」、男性、女性を問わないということでしたけれども、今の時代、それはもう当たり前で、例えば男、女だけじゃなくて、今、LGBTだとか、もしかすればジェンダー差別されている人もいるんで、これは「配偶者の出産補助」となると、まるっきり該当しないことも出てくるんで、これは逆に縛りが出てきちゃうんで意味がないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） 「配偶者」と入れたのは、妻とかだと内縁関係とか全部含まれてしまうらしいので、配偶者ということなんです。

休憩してもらっていい。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時39分休憩

---

午後2時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

10番。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） 「配偶者」にしたのは、婚姻届のあるなしということで分けられるそうなので、「配偶者」という項目にしました。

○議長（南 千晴君） 6番。

〔6 番 村上慎一君発言〕

○6 番（村上慎一君） 言っているのが「配偶者の出産補助」、出産があり得ない婚姻が今、いろんなところで認められているじゃないですか。だから、「配偶者の出産補助」なんて限定するのは、ある意味、これは差別なんじゃないんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10 番 小山久利君発言〕

○10 番（小山久利君） そういう意味ではなくて、要は多様な人材に出ていただくために、具体的

な例を挙げる必要があると考えております。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

2項の「提出することができる。」という文言なんです、議員の場合は、恐らく欠席をする場合は、届けは出すと考えます。したがって、「することができる。」ということにすると、しなくても済んじゃうのかと。そうした場合は、じゃ、罰則規定とか何かというのはあるのかないのかということになるんで、きちっと今とおりに「しなければならない。」としておいたほうがいいと私は思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） それは質疑ですか、意見。

○11番（山口宗一君） 私の考えをお話ししたわけで、何かあれば回答ください。

○議長（南 千晴君） 今、質疑ですので、質疑をしてください。

10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 標準会議規則にもありますので、この文言ということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 標準会議規則、どこにありますか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後2時42分休憩

---

午後2時45分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

7番。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 会議規則で「できる。」というふうになっているということを今聞きました。ただ、これは会議規則の、標準会議規則なんですよね。これを標準にして、全国の町村は参考に使ってくださいということなんですよね。だから、各町村で、またこれを決めるということになる。

ですから、新しい、ここはここでしっかり決めるということになるとは思いますが、どうでしょうかという質問。

○議長（南 千晴君） 10番。

〔10番 小山久利君発言〕

○10番（小山久利君） 標準会議規則でございます。全国に倣っての文言のほうがよろしいかと思  
います。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第3号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第3号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

7番川田敏彦議員。

〔7番 川田敏彦君発言〕

○7番（川田敏彦君） 趣旨は分かるんですけども、やっぱりこれ、文言を変えたほうがいいのかと  
思います。これ、「提出することができる。」だと、これは提出しなくてもいいということになって、  
取ってもいいわけなんですよね。先ほども質問がありましたけれども。ですから、ここは「提出しな  
ければならない。」と、現行どおりと。ただ、この「あらかじめ議長に」という「あらかじめ」を取  
ると。ちょっと出産予定日が分からないことがありますから、そうにすればいいかと思しますので、  
この文言に反対します。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。賛成の方、先に。

9番清水健一議員。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） 賛成の立場で討論をします。

提案理由の「多様な議員が活躍できる環境を整え、議会活動の活性化を図るため」とあります。地  
方議員の成り手不足の要因の一つとして、時間的な要因、議員活動に要する時間が大きいことが制約  
となっています。これは、議会によっては、議員に産前産後の休暇取得の基準がなく、欠席事由とし  
ての定めが会議規則にないところもあると言われています。今回の改正は、多様な人材が参画できる  
環境の整備に当たると考え、賛成といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 今、言われたように「多様な議員が活躍できる環境を整え」というのが提案理由になっているんですが、先ほど申し上げたように、改正案で「配偶者の出産補助」ということは、出産をするんですよ。男は産めませんから、女ですよ。

先ほど言ったように、今の時代では、国会議員も含めて、LGBTというのは世界的に認められているので、ここに「配偶者の出産補助」というのは、先ほども申し上げたように、……………  
……………何ら意味ありませんので反対します。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

[発言する声なし]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第3号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成6。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎追加日程第6 発議第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について**

○議長（南 千晴君） 追加日程第6、発議第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番清水健一議員。

[9番 清水健一君登壇]

○9番（清水健一君） 発議第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第112条及び榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

提案理由につきましては、議会の傍聴を広く住民に公開するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第4条「傍聴席に入ることができない者」の規定中、第4項「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。」を削除するものでございます。

この規則の施行日は、令和2年6月19日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 児童及び乳児が親と一緒に傍聴に来て、泣き出したり、いろいろ大きな声を出したりすると、議会の進行にも支障を来すこともあると思うんですね。そういうことについては検討されましたか。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） もともと乳幼児は騒いだり泣いたりするという前提で、これは認められていなかったと考えられます。しかし、政治に対する理解力がない、騒ぐだろうと決めつけるのは大人の横暴です。やはり、子連れの傍聴者の傍聴の権利に配慮する必要があると思います。

また、議事進行の妨げになる場合には、傍聴規則第8条で、議長の権限で退場をお願いすればよいと考えます。時代に合った傍聴の在り方にしていくことが大事だと考えます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

6番村上慎一議員。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） 提案理由が「議会の傍聴を広く住民に公開するため」とうたってあるので、吉岡町みたいにケーブルテレビで、ここに来なくても内容が把握できるとかという案だったら面白いと思うんですけども、それと、「傍聴席に入ることができない者」で、今、清水議員が言ったように、児童及び乳児は、もしこの傍聴席に来て、泣いたり騒いだりという支障があれば、これは議長の権限で退出を促すことは簡単にできるので、わざわざこれをなくす必要はないのかと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 今の、質疑。意見ですか。討論。

〔6番 村上慎一君発言〕

○6番（村上慎一君） ケーブルテレビがどうかと、これは削る必要がないんでしょうかという質問。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 清水健一君発言〕

○9番（清水健一君） まず、議長が許可をすれば、規則改正は不要ではないかということですが、会議中または審議中、傍聴の申込みを議長の許可を得ようとしても、議長は対応できません。ですので、改正によって、会議中または審議中においても、いつでも傍聴席への入場が可能となるよう、子育て世代への配慮と議会公開の原則に沿うものと考えます。

ケーブルテレビなんですけれども、榛東村議会では、インターネット中継や、子連れで傍聴できる施設など環境整備もなく、整備は費用がかかります。だからといって、子ども連れや児童の傍聴者の傍聴の権利を妨げるのはおかしいと思います。榛東村は、人権の尊重に対して力を入れて取り組んでいます。子どもの人権も尊重すべきであると考えます。この改正はそれに沿った内容であります。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

現行の「児童及び乳幼児は」という、このところなんです、児童は高学年になると、ある程度は理解できるし、将来こういう議員とか、そういうことを目指そうという方には勉強にはなるかなと思うんですが、乳幼児になると、やはりどなたも心配するし、大体、お母さんが来ることをまず考えないと思います。議場へ行って、子どもが騒ぎ出したらば、やはり親としてはいかなものかなというふうな、そういう考えをすると、この「児童」はよろしいんですが、「乳幼児」というのは残しておいたほうがいいのかということで、傍聴席に入ることができないと、はっきりしておいたほうが私はよろしいと思います。

ただし、後に「議長の許可を得た場合は、この限りでない。」という文言があるわけですから、これを全く削っちゃうということは乱暴かなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 質疑ですか。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 何か回答できれば言ってください。

○議長（南 千晴君） 質疑をしてください。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第4号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発議第4号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[発言する声なし]

○議長（南 千晴君） 討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第4号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 賛成8人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時1分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

6番村上慎一議員。

[6番 村上慎一君発言]

○6番（村上慎一君） 先ほどの私の発言の中で、出産補助というと男、女に限るということで、LGBTだとかジェンダー被害だとかということをとータルをして、差別という言葉を使いましたけれども、これは世界的に、男男、女女、トランスジェンダーも含めて、これは認められているので、差別という言葉削除をお願いしたいところであります。

以上です。

○議長（南 千晴君） ただいま村上議員から発言の修正、取消しの申出がありましたので、それに対して修正することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、訂正をいたします。

---

## ◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。  
ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開かれ、安倍首相は改定した基本的対処方針にのっとり、本日19日から社会経済活動のレベルをもう一段引き上げ、首都圏や北海道との間も含めて、都道府県をまたぐ移動の制限をなくす方針を表明されました。そのほかにも、接触確認アプリの導入及び国際的な人の往来を部分的・段階的に再開させることも進めていくということでもあります。

国民の皆様には、新しい生活様式を定着させ、3密回避をはじめとした感染防止策徹底の協力を引き続きお願いしております。感染予防と社会経済活動を回復していく取組を両立させていく中において、議員各位におかれましても、細心の注意を払いながら、榛東村のさらなる発展のため、なお一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で令和2年第2回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時4分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 早 坂 通

榛東村議会議員 善 養 寺 孝